

由布市立西庄内小学校

危機管理マニュアル

令和 8 年 4 月改訂版

	校 長	教 頭	防災教育担当
最終確認日	月 日	月 日	月 日

◆ 改訂歴一覽

[illegible]

目次

I マニュアルの基本事項

1 危機管理マニュアルの目的と位置づけ	3
2 危機管理の基本方針	3
3 教職員・関係者への周知等	4

II 事前の危機管理

1 地域、学校、校区の現状	6
2 危機管理の前提となる危機事象等	10
3 平常時の危機管理体制	14
4 点検	14
5 運動時における安全対策	17
6 熱中症の予防	19
7 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止	20
8 犯罪被害防止に関する日常管理	24
9 インターネット上の犯罪被害防止対策	26
10 校外活動における危機未然防止対策	26
11 校内行事に際しての危機未然防止対策	27
12 緊急時の非常参集体制	28
13 事故・災害発生時の対策本部体制	30
14 緊急連絡・通信手段	32
15 通信・情報収集手段	34
16 緊急持出品の内容、保管場所、担当	34
17 重要書類等の保管・整備	35
18 事件・事故・災害発生時の情報整理	35
19 事件・事故等の市教委への報告様式	36
20 校内の備品・備蓄品	37
21 家庭との共有事項	37
22 地域・関係機関等との連携	39
23 避難訓練の実施	40
24 教職員研修	42
25 安全教育	43

III 発生時(初動)の危機管理

1 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応	45
2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合	46
3 危険発生時の対応フロー	46

IV 事後の危機管理

1 安否確認	60
2 一斉下校・引き渡しと待機	61
3 被災児童の保護者への対応	65
4 児童及び保護者への説明	66
5 報道機関への対応	67
6 教育活動の継続	68
7 避難所運営への協力	72
8 児童・教職員への心のケア	72
9 調査・検証・報告・再発防止等	77

I マニュアルの基本事項

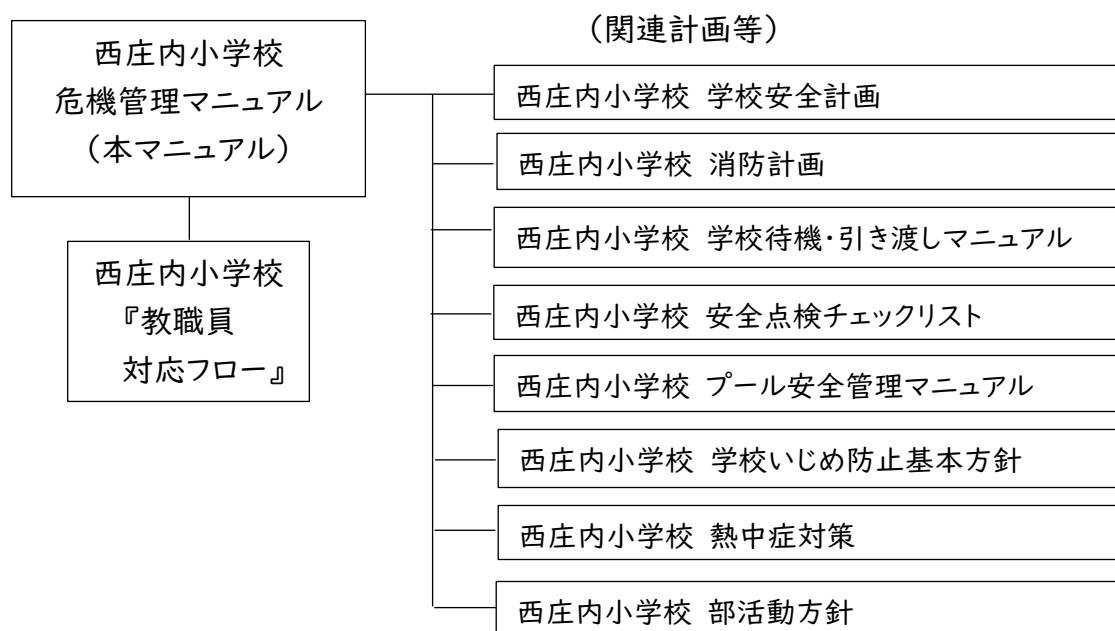
1 危機管理マニュアルの目的と位置づけ

(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等(下図)と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



2 危機管理の基本方針

本校における危機管理の基本原則 本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 児童の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。
- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

3 教職員・関係者への周知等

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
・年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※当日参加しなかった教職員には、担当者又は管理職からの個別説明を必ず行う	・本マニュアルに定める事項全般 ・各教職員の役割
・職員会議等における周知	・季節ごとの注意点
・異なる発生事象を想定して実施する避難訓練等の機会	・発生事象別の緊急対応手順 ・発災時の各教職員の役割

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

(2) 児童・保護者への周知

校長は、本校の児童・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
児童	○新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動 ○各種避難訓練 ○防災教育の学習	○本校で想定される事故・災害等 ○事故・災害等の未然防止、事前の備えとして児童が行うべき事項 ○事故・災害等の発生時に児童が取るべき行動
保護者	下記で資料配布・説明 ○新入生保護者説明会又は入学式後の保護者説明会 ○保護者会総会 ○学期末懇談会	○本校で想定される事故・災害等 ○事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 ○事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動（引き渡し等）

(3) 関係機関への周知

校長は、毎年度初めの学校運営協議会において協議を行い、由布市教育委員会に提出するとともに、ホームページ等にて保護者等に周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

4 マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

(1) 本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は以下のとおりとする。

電子データ(原データ)	西庄内小学校 ※各年度のトップ ◎危機管理
印刷製本版	○校長室:1部 ○職員室:1部(教頭) ○非常用持ち出し袋:1部

(2) 緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、人命に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順(フロー)を下記の箇所に掲示する。

傷病者発生時対応手順	○体育館 ○プールサイド ○保健室 ○職員室 ※幼稚園
火災発生時対応手順	○理科室 ○家庭科室 ○保健室 ○職員室 ※幼稚園
緊急通報手順・通報先	○職員室 ○校長室 ○保健室 ※幼稚園

(3) 教職員への配布

各教職員には、毎年度当初に実施する「危機管理研修(マニュアルの読み合わせ研修)」で配布又はデータにより本マニュアルの内容を熟知する。また、危険発生時の教職員の初動対応を抜粋した『教職員対応フロー』を1部ずつ配布し、教職員は『教職員対応フロー』を常に携帯するものとする。

5 マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	○毎年度当初及び人事異動があったとき(管理職) ○各種訓練・研修等を実施した後(防災教育コーディネーター、管理職)
随時見直し	○由布市防災マニュアルの改訂があったとき (防災教育コーディネーター、管理職) ○各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の更新があったとき ○先進校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

Ⅱ 事前の危機管理

Ⅰ 地域、学校、校区の現状

(1) 地域の特徴 [大分県 HP、由布市 HP より抜粋に加筆]

本校の位置する由布市は、平成17年に旧大分郡の挾間町、庄内町、湯布院町の3町が合併して誕生した。大分県のほぼ中央に位置し、北は宇佐市と別府市、南は竹田市、東は大分市、西は玖珠町と九重町に接している。東西24.7km、南北23.4km にわたり、面積は319.32km² である。北部から南西部にかけては由布岳や黒岳など1,000m 級の山々が連なり、由布岳の麓には標高約450mの由布院盆地が形成されている。これらの山々を源とする河川が大分川を形成し東西に流れている。中央部から東部にかけては、山麓地帯と大分川からの河岸段丘が広がっている。

由布市の気候は、標高の高い由布院盆地に代表される西部や北部では気温の日較差が大きく、冬には最低気温が氷点下になることも多く、積雪に見舞われる内陸性気候と、中央部から東部にかけての標高の低い地域の、雨が少なく温暖な瀬戸内気候とに二分される。農林業は、米を中心に野菜、花き、果実の栽培や畜産が盛んだが、農家数・農家人口とも減少している。観光業については、温泉や豊かな自然などに恵まれており、特に湯布院地域は保養温泉地として多くの観光客が訪れている。

中央に位置する庄内町は、基幹道路である国道210号線と並行して久大本線が走り、大分川が流れている両側に集落が散在している。山間部にも住居が点在し、3町の中で最も面積が広く、少子高齢化が一番進んでいる地区である。

(2) 地域の災害歴 [出典：由布市地域防災計画R6. 4月（一部再編・加筆）]

《地震災害》 ※由布市縁辺における M6以上の地震

年月日	震央地名	マグニチュード
1596(慶長 元)年 9月 4日	別府湾	M7.0±1/4
〔概要〕高崎山が崩壊。湯布院、日出、佐賀関で山崩れ。府内(大分)、佐賀関で家屋倒れ。津波(4m)により大分付近の村里はすべて流れる。大分沖の瓜生島が陥没し溺死708人との記録がある。		
1703(元禄16)年12月31日	湯布院・庄内	M6.5±1/4
〔概要〕領内山奥22ヶ村で家潰273軒、破損369軒、石垣崩れ1万5千間、死者1、損馬2。湯布院、大分郡26ヶ村で家潰580軒、道筋2~3尺地割れ。豊後頭無村人家崩れ、人馬死あり。		
1769(明和 6)年 8月29日	日向・豊後	M7.0
1854(嘉永 7)年12月24日	安政南海地震	M8.4
1854(嘉永 7)年12月26日	伊予西部	M7.3~7.5
1857(安政 3)年10月12日	伊予・安芸	M7.0
1891(明治24)年10月16日	豊後水道	M6.3
1899(明治32)年11月25日	日向灘	M7.1

1909(明治42)年11月10日	日向灘	M7.6
1916(大正 5)年 3月 6日	大分県北部	M6.1
1939(昭和14)年 3月20日	日向灘	M6.5
1946(昭和21)年12月21日	南海地震	M8.0
1968(昭和43)年 4月 1日	日向灘地震	M7.5
1968(昭和43)年 8月 6日	愛媛県西方沖	M6.6
1975(昭和50)年 4月21日	大分県中部	M6.4
〔概要〕湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源。地震前には山鳴り、地震時には発光現象がみられた。震度は湯布院で5、大分4、日田、津久見3であった。被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町内山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊または半壊であった。主な被害は次のとおり。(大分県災害誌等による) ・庄内町 負傷5、建物全壊31、半壊39、道路破損57、崖40 ・九重町 負傷11、建物全壊41、半壊34、道路破損84、崖98 ・湯布院町 負傷6、建物全壊0、半壊24、道路破損21、崖36 ・直入町 建物全壊5、半壊18、道路破損16、崖4 など		
1978(昭和53)年 7月 4日	宮城県北部	M6.4
1983(昭和58)年 6月25日	大分県北部	M6.6
1983(昭和58)年 8月26日	大分県北部・国東半島	M6.8
1984(昭和59)年 8月 7日	日向灘北部	M7.1
1987(昭和62)年 3月18日	日向灘中部	M6.6
1996(平成 8)年10月19日	日向灘	M6.9
1996(平成 8)年12月 3日	日向灘	M6.7
1997(平成 9)年 6月25日	山口県北部	M6.6
2006(平成18)年 6月12日	大分県中部	M6.2
2016(平成28)年 4月16日	大分県中部	M5.7(参考値)
〔概要〕別府市、由布市で震度6弱、全市町村で震度4以上を観測。由布市では、災害関連死3名、重傷者7名、軽傷者5名の人的被害のほか、住家においては、一部損壊2,308棟、半壊141棟、全壊1棟の建物被害や、道路被害60件などが発生した。大分県内では、災害関連死3名、重傷者11名、軽傷者22名の人的被害のほか、住家被害(全半壊231棟)、道路被害216件などが発生した。(熊本地震:震源熊本、M7.3)		
2022(令和 4)年 1月22日	日向灘	M6.6
2024(令和 6)年 8月 8日	日向灘	M7.1
※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表(初)		

《風水害・土砂災害》

年月日	場所	原因・被災状況等
1971(昭和46)年8月30日	庄内町東長宝	台風23号による崩壊
1975(昭和50)年6月25日	湯布院町湯平	梅雨前線による崩壊
1976(昭和51)年9月10日	庄内町畑田・五ヶ瀬他	台風17号による崩壊
1979(昭和54)年6月27日	湯布院町川西	梅雨前線による崩壊

1982(昭和57)年8月27日 早朝	湯布院町塚原	台風13号による由布岳北側6合目で土石流が発生、長さ1.5km、幅300m以上に及び霧島神社の本殿を直撃し、土砂に埋没した。
1997(平成9)年9月16日 14:00 頃	湯布院町塚原	台風第19号により塚原の雛戸山の山腹が崩壊。長さ10m、幅50m。崩壊土砂にて女性1人が手を軽傷した。
2005(平成17)年9月4日 ～7日	湯布院町下湯平地区	台風14号による土石流発生。 死者1名。
2007(平成19)年8月2日	湯布院町温湯地区	台風5号により由布岳の山腹が崩壊し、湯の坪川が堰き止められ、県道鳥越湯布院線に甚大な被害が発生した。由布院盆地内では、床上110戸、床下105戸が浸水被害。人的被害無し。
2012(平成24)年7月1日 18:35 頃	湯布院町岳本地区	6月8日の梅雨入りから7月23日梅雨明けまでの46日間に気象庁の湯布院観測所では、1254.5ミリの観測し、平年値575.1ミリの2.18倍となった。7月1日には、由布岳山腹から土石流が発生し、岳本川流域で住家被害が発生。半壊1戸、床上2戸、床下6戸の浸水、土砂流入9戸。非住家の床上浸水3戸、土砂流入18戸。気象庁は、大雨災害において最大級の危機感を伝えるため、「これまでに経験をしたことのないような大雨」という表現をこの前線豪雨で用いた。
2020(令和2)年7月7日 ～8日	庄内町高津原地区 庄内町湊地区 湯布院町湯平地区 ほか	7月6日から8日にかけて梅雨前線による豪雨により、大分県内では8地点で24時間降水量が250ミリを超え、これまでの記録を超える大雨となった。由布市においても庄内町で1時間の最大雨量が90ミリを超える猛烈な雨を観測し、市内で多くの土砂災害が発生した。花合野川では各所で土石流が発生したことで河川が氾濫した。死者4名。
2022(令和4)年9月18日 ～19日	湯布院町川上地区 湯布院町川南地区 湯布院町川北地区 湯布院町湯平地区	大型で非常に強い台風14号の接近により、湯布院町川西で土砂災害が発生。また、湯布院町宮川が氾濫。警戒レベル5緊急安全確保を発令した。また、本災害は災害救助法(令和3年5月20日改正)による災害発生前の「おそれ

		適用」となった。全壊3戸、半壊2戸、床上浸水19戸。
2023(令和5)年6月30日 7月～11日	湯布院町畑倉地区	梅雨前線が九州付近に停滞し、湯布院町では1時間降水量が68ミリという観測史上1位の値を更新する大雨となった。6月30日21時頃、湯布院町畑倉地区で土砂災害が発生した。死者1名、床上浸水1戸。

《その他の事故・災害等》

年月日	場所	原因・被災状況等
令和4年7月8日～27日	湯布院町塚原地区	伽藍岳付近を震源とする火山性地震が増加したため、噴火警戒レベル2(火口周辺規制)に引き上げられた。国が2007年に警戒レベルの運用を始めて以来、警戒レベル2となるのは県内の山では初めて。

(3) 学校・学区の現状 [大分県 HP、由布市 HP より抜粋、加筆]

本校は大分県の中央である由布市のほぼ中央に位置しており、海拔202mである。現在の校舎は昭和31年建築の旧校舎と昭和52年建築の新校舎の二棟でなっている。平成11年の台風18号の被害のため旧校舎の修繕・改修、平成28年には新校舎の大規模改修が行われた。本校は、幼稚園も隣接しており、災害時等は小学校と同様の動きとなる。位置は、最寄りの庄内駅から東へ徒歩10分ほどにあり、天神山駅から西へ徒歩35分の距離にある。大分川の北側に位置し、県道719号に面している。校舎の北側には宇南地区があり北に向かって山間部となっている。本校から西に1100m先(徒歩15分)にほのぼのプラザがあり避難所になっている。また、本校体育館も宇南水足自治区の避難所となっている。

校区は旧星南小学校区、西庄内小学校区、旧南庄内小学校区、旧阿蘇野小学校区からなる。近隣学区からの学区外通学生もおり、徒歩通学児童だけでなく、スクールタクシー利用生、乗用車での送迎による通学児童もいる。

在籍する児童、教職員の状況は以下のとおり。なお、教職員のうち約6割は市外からの通勤者である。

児童数等		教職員数等
全校児童	特別な配慮を必要とする児童	
児童77名 園児3名 〔内訳〕 園児(年長):1名 第1学年:15名	3名 〔内訳〕 車椅子:0名 情緒障がい:3名 知的障がい:0名	17名 ※+ALT 週2日 ※幼稚園預かり2名でローテ 〔内訳〕 庄内町居住:1名

第2学年:8名 第3学年:8名 第4学年:16名 第5学年:14名 第6学年:16名		由布市内他町居住:5名 大分市居住:10名 大分市以外他市町村居住:1名
--	--	--

本校に通学する児童は、保護者は日中勤務している共働き世帯が大半であるが、三世代世帯もまだ多い。代々この地に居住し地元に着した世帯が多く、自主防災組織等の地域活動も活発な地域である。一方で、地域としての高齢化も進んでおり、災害時には要配慮者となる住民も多い。

2 危機管理の前提となる危機事象等

(1) 地震災害

「由布市防災マニュアル」によると、本市で発生するおそれのある地震で想定されている被害等は、以下のとおりである。(由布市地域防災計画R6.4月より抜粋)

揺れ・液状化による建物被害(棟)・ブロック塀倒壊件数(件)

被害対象	被害種別		中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩山断層帯	南海トラフ巨大地震
建物等被害	揺れ	全壊	2,461	414	70	22
		半壊	2,251	644	226	99
	液状化	全壊	46	26	8	14
		半壊	83	47	14	25
	急傾斜地崩壊	全壊	4	1		
	ブロック塀倒壊		2,449	1,589	479	515

出火件数(件)・焼失棟数(棟)

被害対象	被害種別	中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩山断層帯	南海トラフ巨大地震
火災被害	全出火(冬5時)	2			
	全出火(夏12時)	7	1		
	全出火(冬18時)	19	4	1	
	焼失棟数(冬5時)	2			
	焼失棟数(夏12時)				
	焼失棟数(冬18時)				

死傷者数(人)

被害対象	被害種別	中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩山断層帯	南海トラフ巨大地震
	建物崩壊(冬5時)	死者	40	5	
		重傷者			
		重傷者	1		
		軽傷者	16	2	1
	建物崩壊(夏12時)	死者	33	4	
		重傷者			
		重傷者	1		
		軽傷者	15	2	1
	建物崩壊(冬18時)	死者	32	4	
		重傷者			
		重傷者	1		
		軽傷者	14	2	1

人的被害	斜面崩壊(冬5時)	死者	1			
		重傷者				
		重傷者	1			
		軽傷者	2			
	斜面崩壊(夏12時)	死者				
		重傷者				
		重傷者				
		軽傷者	1			
	斜面崩壊(冬18時)	死者				
		重傷者				
		重傷者	1			
		軽傷者	2			
	火災(冬5時)	死者				
		重傷者				
		重傷者				
		軽傷者				
	火災(夏12時)	死者				
		重傷者				
		重傷者				
		軽傷者				
	火災(冬18時)	死者				
		重傷者				
		重傷者				
		軽傷者				
	ブロック崩壊 (冬5時)	死者				
		重傷者				
		重傷者				
		軽傷者				
	ブロック崩壊 (夏12時)	死者				
		重傷者				
		重傷者	2	1		
		軽傷者	3	2		
	ブロック崩壊 (冬18時)	死者				
		重傷者				
		重傷者	3	2		
		軽傷者	5	3	1	1

避難所生活者数(人)

避難所生活者数(人)						
被害対象	被害種別		中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩山断層帯	南海トラフ巨大地震
生活支障等	避難所生活者数	1日後	7,306	2,585	1,139	429
		1週間後	5,871	2,258	869	275
		1ヵ月後	3,333	713	180	91
	避難所外疎開者数	1日後	3,934	1,392	613	231
		1週間後	3,381	1,350	527	164
		1ヵ月後	1,795	384	97	49
	応急仮設住宅必要者数(世帯)		366	64	11	5

上水道管被害数(箇所)・仮設トイレ需要量(基/100人)

被害対象	被害種別	中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩山断層帯	南海トラフ巨大地震
ライフライン被害	上水道管被害数	88	25	12	4
	仮設トイレ需要量	34	8	2	1

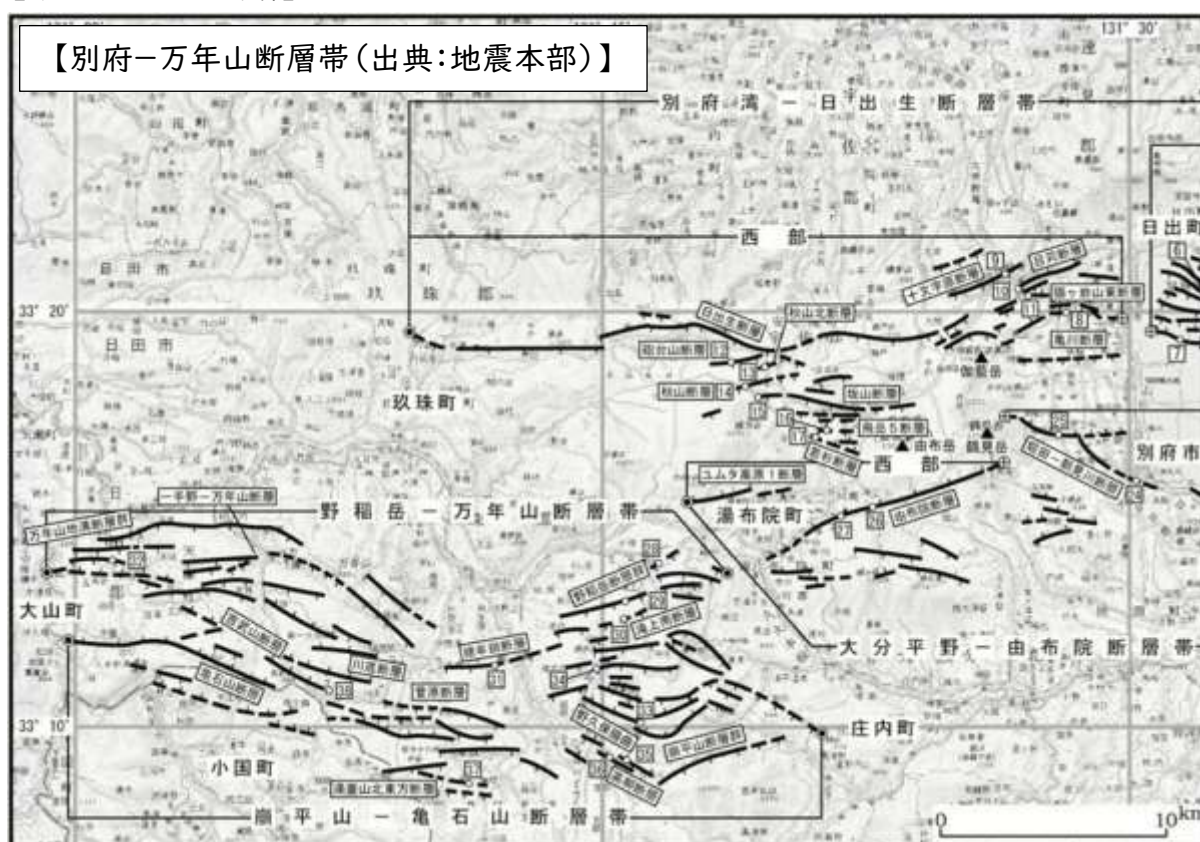
瓦礫発生量(トン)・ごみ発生量(トン)

被害対象	被害種別	中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩山断層帯	南海トラフ巨大地震
災害廃棄物発生	瓦礫発生量(焼失含む)	219,179	47,573	11,227	6,398
	ごみ発生量(発生～3カ月後)	4,891	1,045	117	570

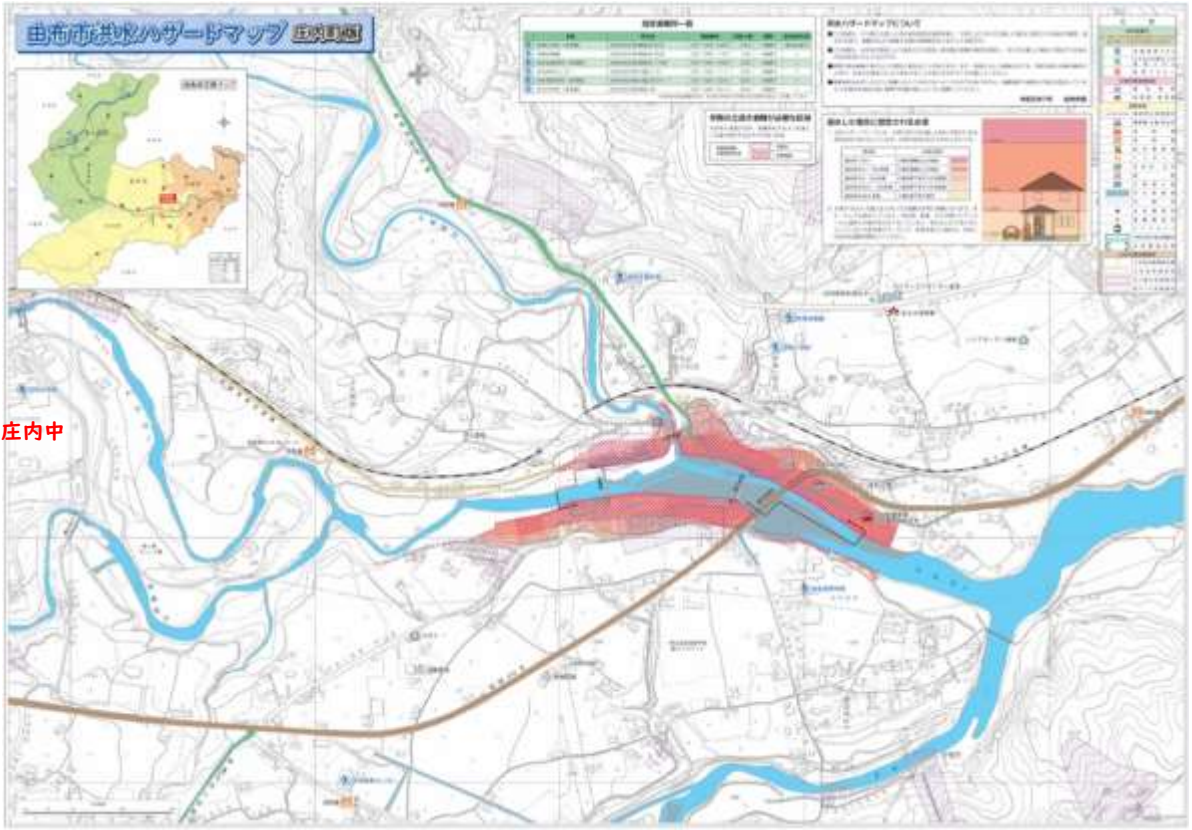
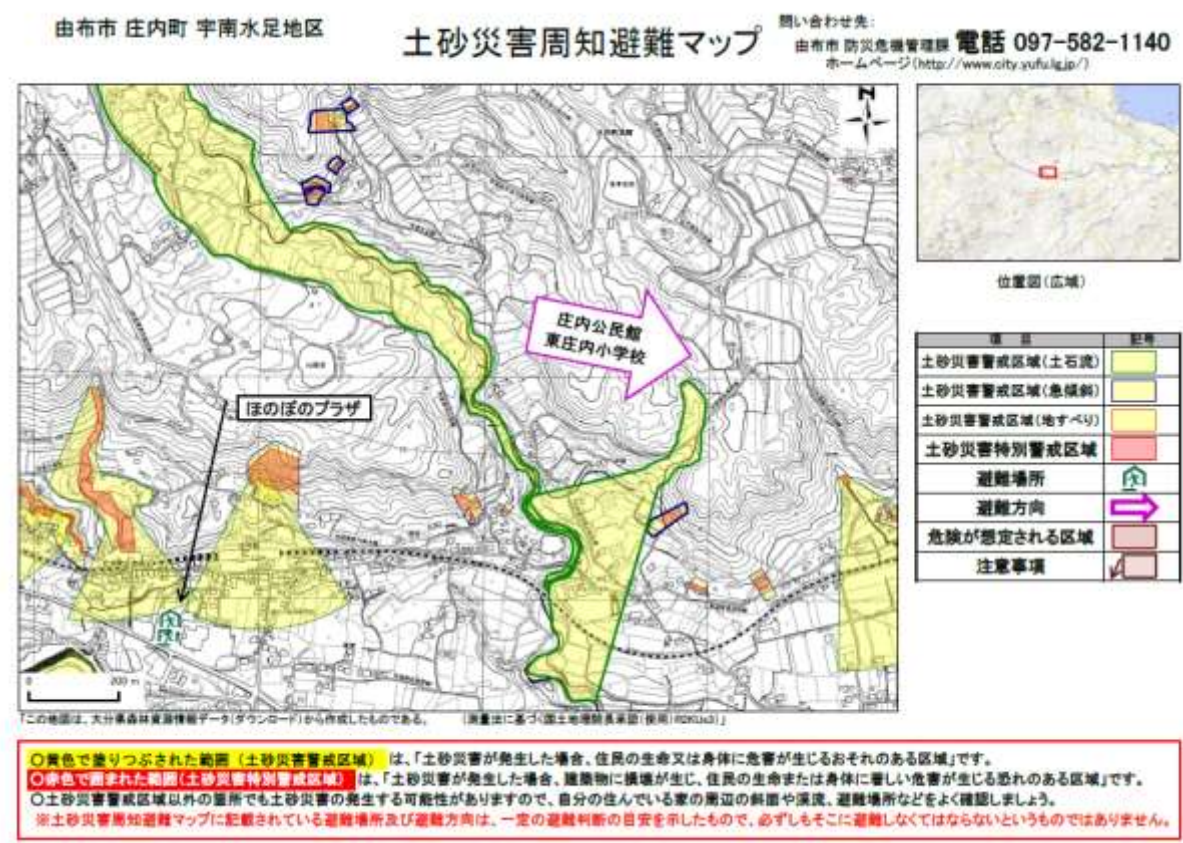
孤立集落(世帯)

被害対象	被害種別	中央構造線断層帯	日出生断層帯	万年山-崩山断層帯	南海トラフ巨大地震
その他	孤立集落	3	1		

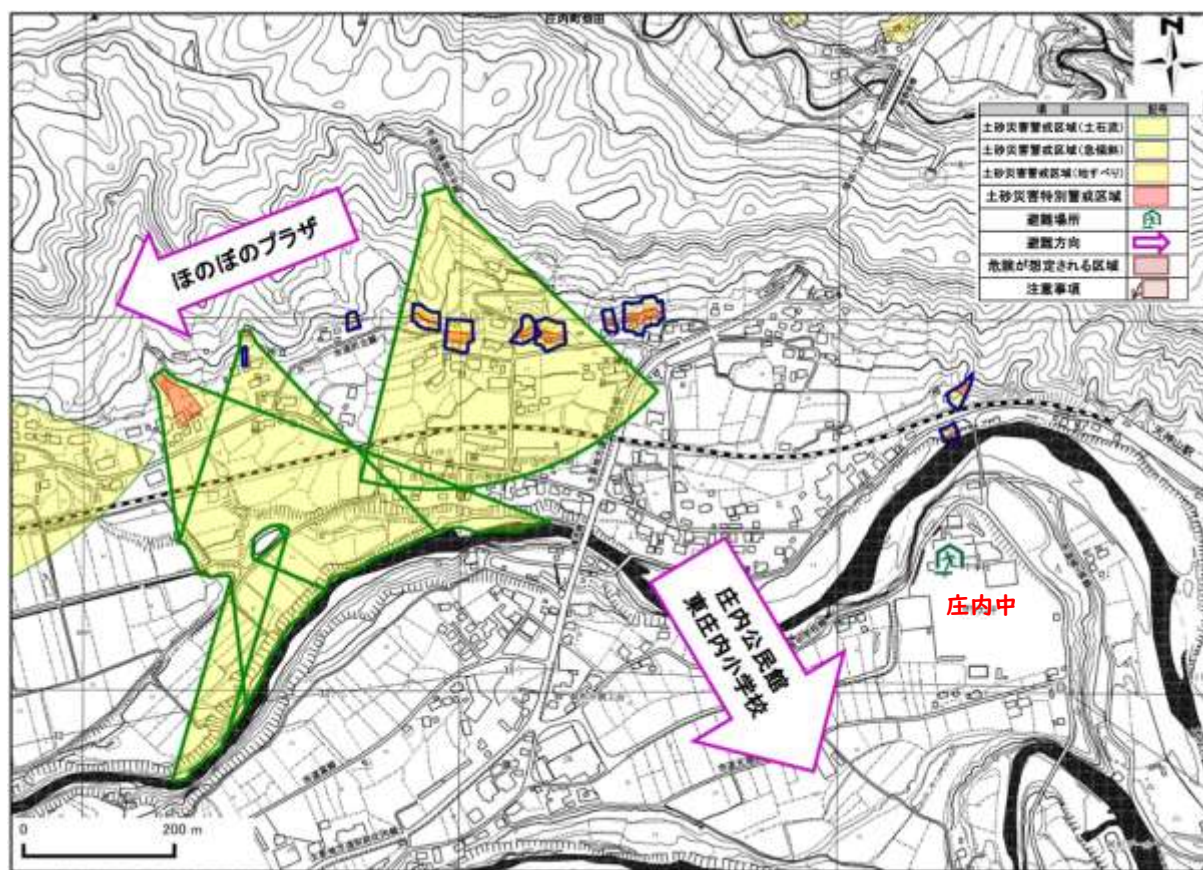
【本校周辺の活断層】



(2) 洪水等による浸水被害(出典:由布市ホームページ)



(3) 土砂災害(出典:由布市ホームページ)



この土砂災害警戒区域以外でも校区内の各地域に危険区域が存在するので、由布市のホームページで確認する。また、マップに記載されていない場所でも台風等により田んぼの畦等の崩壊が起こっている。そのため、年度当初に職員室前の『防災マップ』で児童に居住場所周辺及び学校までの通学路の危険区域を確認させる。

(4) 過去に発生した災害時の降水量(由布市地域防災計画R6.4月より抜粋)

〈水害を起こす前線の規模〉

- ・梅雨期では最大1時間雨量 30~90mm 前後
- ・最大日雨量は 100~300mm 前後
- ・累計雨量は約 300~950mm 前後 の時に災害が発生している。

〈既往の水害の発生期間〉

- ・既往の記録から警戒を要する期間 ; 6月中旬~7月中旬
- ・既往の記録から甚大な被害を受けた期間; 8月上旬~中旬

(5) その他、本校で想定される危機事象

危険事象		想定される事態
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故、タクシー・スクールバスの事故
	その他の事故	登下校中の様々な事故

生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、階段・ベランダ・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校への犯罪予告、校内不審物
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	豪雪	大雪による交通寸断、停電など
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、インフルエンザ、コロナ、その他新興感染症等
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質(PM 2.5)
	その他	インターネット上の犯罪被害 等

(6) 避難所等の指定状況

「由布市地域防災計画」では、本校は以下のとおり災害時の緊急避難場所・避難所として指定されている。

緊急避難場所	避難所	対象とする異常な現象の種類						対象地区	想定収容人数
		洪水	土砂	地震	火災	内水氾濫	火山現象		
小学校	○	○	○	○	○	○	○	主に宇南・水足自治区 (防災計画には高岡・中・庄内原・平石)	500人
幼稚園	○	○	○		○	○	○	高岡・中・庄内原・平石	100人

[出典：由布市地域防災計画(令和6年4月)資料編]

3 平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、校内安全委員会を設置して校務分掌に位置づけ、危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、防災教育コーディネーターは、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、養護教諭、事務職員をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や防災教育コーディネーターは、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

4 点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

(1) 危険箇所の把握

危険箇所の把握は、以下の方法で実施する。

① 安全点検

安全点検等の実施時期、対象、様式については以下のとおりとする。なお、施設管理の担当者は決めておくが、点検は複数の目で行った方が漏れがないので、防災教育コーディネーターが振り分けを行い、同一人物が同一箇所の点検を続けることは避ける。教職員による安全点検だけでなく、児童にも点検の視点を持たせ、異常に気づいた場合は報告するよう指導する。

異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加しておくこと情報共有や経過観察の際に有効である。

点検	点検時期	点検対象	使用する様式
定期点検	毎学期 1 回	校内施設・設備、防災設備 校内の避難経路・避難場所	各箇所の『安全点検表』
	毎学期 1 回 朝の挨拶運動時	校地周辺・通学路 校外の避難経路・避難場所	指定なし ※異常があった場合はすぐに報告
臨時点検	学校行事前後	校内施設・設備	※異常があった場合はすぐに報告
	災害時	校内施設・設備	各箇所の『安全点検表』
日常点検	通常の授業日	授業で使用する施設・設備	指定なし ※異常があった場合はすぐに報告

学校施設・設備のうち、非構造部材の点検については、市教育委員会との協力のもと実施する。実際の点検の際には、文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を参考に実施する。

文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(平成27年3月改訂版)」

<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/gijyutsu2.pdf>

② 通学路合同点検(保護者、地域、警察等と実施)

毎年1学期に、保護者、地域関係者の協力のもと通学路の点検を実施する。その際、以下の点を確認する。

- ・ 歩道や路側帯の整備状態
- ・ 車との側方間隔や往来する車の走行スピード
- ・ 右左折車両のある交差点や見通しの悪い交差点

- ・ 沿道施設の出入口の見通し
- ・ 渋滞車両・駐車車両の存在（日常的な状況）
- ・ 通学路にある犯罪発生条件（死角、外灯の有無など）

《通学路合同点検の流れ》

月	内 容（斜字は学校以外の対応）	実施・関係機関
4	通学路安全点検	学校
5	点検結果の報告	学校から市教委へ
6	危険箇所の確認、報告	学校⇄市教委
7	第1回通学路安全推進会議又は合同点検 ※安全対策の実施及び検討	市教委、道路管理者、警察
8	安全対策の実施及び検討結果の報告（末日）	
9	県へ報告①	各関係機関
10	次年度予算要求	各関係機関
11	保護者からの要望提出	
12	第2回通学路安全推進会議	各関係機関
1	安全対策の実施及び検討結果の報告（末日）	各関係機関
2	第3回通学路安全推進会議 ※対応結果の報告（過年度分も含む） 県へ報告②	各関係機関

③ 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、「事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。報告された情報は、整理・集積し、校内安全委員会に蓄積する。

- 事故を見聞きした
- 事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした
- 潜在的なリスクに気づいた

なお、報告者は教職員だけでなく、児童、保護者、地域住民、関係機関等も含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

【事故・ヒヤリ・ハット、気づき報告】（様式）

報告者	・教職員 ・児童 ・保護者 ・地域住民 ・関係機関（ ）
	報告者名： （代理報告者名： ）
発生日	年 月 日（ ）
発生時刻	午前／午後 時 分頃
発生場所	
事象・ 気づきの	どうしていたら、どうなった（どうなりそうだった）

内容 ※主観を入れず 具体的に記載	
事象・気付き に対して とった措置 ※実施済みであ れば具体的に 記載	(担当者:)

(2) 危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。校内のみでの対応が困難なものについては、市教育委員会に報告するとともに、以下の方針で校内安全委員会にて分析・対策・管理をする。

- ① 危険箇所をそのままにした場合に起こり得る事故・被害を具体的に想定する。
 - ・ 児童の振る舞い、行動を分析する(横断時の左右未確認、一時不停止等)。
 - ・ 大勢での移動、車椅子での移動など、多様な条件が存在することに留意。
- ② ①の想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。
 - ・ 【物理的対策】業者に依頼して緊急修理、転落防止の防護柵の設置、外灯の設置、植栽の剪定依頼 等
 - ・ 【人的対策】保護者への依頼、学校運営協議会での対策 等
 - ・ 【児童等への指導・連携】特に注意して横断すべき箇所、犯罪発生危険箇所に対する重点的な街頭指導、児童・保護者への注意喚起 等
- ③ 教職員のみで危険箇所のリスクが十分に判断できない場合は、由布市教育委員会を通じて専門家への調査を依頼する(専門家の点検に立ち会った際には、点検の方法や視点を学び、教職員のみでの点検時に活かす)。

(3) 点検の適切性の評価・改善

安全点検担当者は、点検そのものの適切性を確保するために、毎年度末に、すべての点検について以下の視点から評価・改善点を整理し、次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善につとめる。

- 安全点検で確認する箇所や観点は明確か。
- 安全点検の具体的な方法は明確か(実施者によって異なることはないか)。
- 安全点検で問題が明らかになった場合の対応は明確か。
(緊急修理、立ち入り禁止措置、教育委員会等への対応依頼等)
- これまでの安全点検で問題が明らかになった点について、適切な管理がなされているか(危険箇所が放置されていないか)。

5 運動時における安全対策

(1) 運動前の体調チェック

過去のデータから、事前に健診等で心疾患のハイリスク群とされた児童でなくとも突然の心停止は起こることが明らかとなっている。そのため、どのような児童でも突然死は起こり得るものとして、万一の事態に備え、毎朝の健康観察時には児童の体調を欠かさずチェックすることとする。

また、体育などの運動前には、以下のチェック表を参考に（用いて）体調のチェックを行うこととする。

運動前の体調チェック表

名前		記入日	年 月 日 ()
チェック欄	確認項目		
	睡眠不足になっている（前日の晩、よく眠れなかった等）		
	朝食を抜くなど、食事を取れていない		
	疲れがたまっている		
	熱がある（熱っぽい）、喉が痛いなど、風邪の症状がある		
	腹痛がある、下痢をしている		
	胸の痛み、息苦しさがある		
	手・足（関節など）に痛みがある		
	その他、身体に痛みがある		
	暑さの中での運動は久しぶりになる		
その他、体調等に関して気になること等			

6 熱中症の予防

（１）暑さ指数を用いた活動判断

校長は、児童の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安 (注2)	日常生活における注意事項(注2)	熱中症予防運動指針(注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。	原則中止 ※対応を協議

28～ 31℃ (注3)	24～ 27℃	31～ 35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人(注4)は運動を軽減または中止。	休憩時間の確保 水分補給の回数を増やす
25～ 28℃	21～ 24℃	28～ 31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	
21～ 25℃	18～ 21℃	24～ 28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃ 以下	18℃ 以下	24℃ 以下			ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。

同指針補足

*乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

*熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安で有り、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013)より。

(注3) 28～31℃は、28℃以上 31℃未満を示す。以下同様。

(注4) 暑さに弱い人:体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

左記ウェブサイトの情報を基に作成 ①環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

②公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

暑さ指数(WGBT)の数値については、「熱中症予防情報サイト」(環境省)を活用して、実況値・予測値を確認するものとする。

(2) 熱中症防止の留意点

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	・直射日光、風の有無:直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ・急激な暑さ:梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	・体力、体格の個人差:肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。 ・健康状態、体調、疲労の状態:運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 ・暑さへの慣れ:久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ・衣服の状況など:衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	・運動の強度、内容、継続時間:部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。 ・プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ・水分補給:0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ・休憩の取り方:激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。

(3) 児童に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、児童に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。

- 暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応を取る。
- 暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。
- 気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

7 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

(1) アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の児童のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。対応や緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	教務主任・主幹教諭	教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	栄養教諭(学校栄養職員)	給食調理・運営の安全管理、事故防止
	保健主事	教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐
	給食主任	栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

(2) 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長	・校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、由布市教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 ・食物アレルギー対応委員会を設置する。 ・個別面談を実施(マニュアルに定められた者と一緒に行う)する。 ・関係教職員と協議し、対応を決定する。
全教職員	・食物アレルギーを有する児童の実態及び対応を情報共有する。 ・緊急措置方法等について共通理解を図る。 ・学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する児童のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学級担任	・食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 ・給食時間は、決められた確認作業(指さし声出し)を確実に行之、誤食を予防する。また楽しい給

任	食時間を過ごせるように配慮する。 ・食物アレルギーを有する児童の給食の喫食状況等を記録し、実態把握に努める。 ・給食時間にランチルームを離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 ・他の児童に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養 護 教 諭	・食物アレルギーを有する児童の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡際の確認等）を立案する。 ・個別面談を、校長（教頭）、給食主任、学級担任（学年主任）、栄養教諭と一緒にを行う。 ・食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 ・主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）を基に作成

(3) 食物アレルギー対応までの流れ

由布市では、幼稚園入園・小学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進めている。基本的には就学時健診や入学説明会などの機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

中学校進学時には、小学校からの引き継ぎを確実にを行い、対応する。

実施項目	内容	実施時期
1 アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童児童の把握	(A)就学時健診及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。 (B)アレルギー疾患の児童児童に対する取組について相談を受け付ける旨の保護者通知書（給食センター作成）を配布する。	11月～ 1月末
2 対象となる児童の保護者への学校給食用食物アレルギー調査書・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の配布	(A)により申し出があった場合には、学校から保護者に<u>学校給食用食物アレルギー調査書</u>（以下、調査書）を配付し、入学予定校への提出を要請する。 *保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。 *由布市のアレルギー対応マニュアルの対応食材以外は給食での対応の対象外であるが、学校での管理上必要となるので提出してもらう。 (B)により相談の申し出があり、給食センターでの対応が可能で、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に<u>学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）</u>（以下、管理指導表）を配付し、学校への提出を要請する。	11月～ 1月末 以降、 随時対応
↓ ↓ ↓	① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校（在籍校）に<u>調査書</u>と<u>管理指導表</u>を提出 ③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出	
3 保護者との面談	○校長（教頭）、給食主任、学級担任（学年主任）、養護教諭が参加し、栄養教諭を中心に保護者面談を行う。 ○管理指導表を基に、本人の症状や対応等を保護者から聞き取り、学校（給食センター）の対応について協議・決定する。	1月～ 2月末

4 教職員の共通理解と実施	○教職員全員が個々の児童の食物アレルギー対応の内容を理解する。	4 月
↓	○取組の継続実施 ＊年度途中で実態が変化した場合は、保護者を交えた会議を持つ	
5 来年度用の調査書と管理指導表の配布等	○配慮・管理を継続する児童の保護者に対し、次年度用の作成のため、本年度の調査書と管理指導表を返却する。 ＊毎年、提出の必要あり	11月～

(4) 給食における対応

本校の学校給食における食物アレルギー対応の大原則は以下のとおりとする。

- 食物アレルギーを有する児童等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 由布市教育委員会から示される食物アレルギー対応の方針に基づいて対応するとともに、必要に応じて同委員会から支援を受ける。

(5) 学級における安全な給食運営

学級担任及びサポートに入る教職員は、学級における日々の給食運営を以下の対応レベルに応じて確実に実施する。

【レベル1】 詳細な献立表対応	・最も誤食事故が起きやすい対応のため、配布された詳細な献立表により、毎日必ず原因物質の有無を確認する。
【レベル2】 弁当対応	・持参した弁当を安全で衛生的に管理する。 ・特定の献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応を取る場合には、給食内容や対応弁当を把握、確認し誤食を防止する。
【レベル3】除去食	・配布された献立内容を確認する。
【レベル4】 代替食対応	・対応食の受け取り方、当事者に渡すタイミング、給食当番の割り当て、喫食時・片付け時・交流給食時の注意事項を定め、これを確実に守る。

(6) 給食以外で配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす児童がいることを念頭に対応を実施する。

特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

調理実習	・家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際にそれらの食物アレルギーを有する児童に対する配慮が必要になる。
卵の殻を使った授業	・卵の殻自体には鶏卵タンパクは含まれておらず、触っても問題ないが、割った直後には生の鶏卵タンパクが付着しており、卵白が付着した殻への接触により顔面の腫脹など症状を起こす可能性がある。
牛乳パックの洗浄	・リサイクル体験などで児童が牛乳パックを解体、洗浄、回収する場合がある。この作業により牛乳が周囲に飛び散り、微量の牛乳が皮膚に接触するだけで全身症状を来す最重症の児童にとっては大変危険なので、十分な配慮が必要である。

ソバ打ち・うどん打ち体験授業	・ソバ打ちは、ソバ粉と小麦粉をふるいにかけて練るところから始まる。ふるいにかけるときに、ソバ粉が宙を舞って吸い込んだり、練るときに皮膚に触れたりするため、ソバアレルギーの児童にとっては注意が必要である。 ・うどん打ち体験も小麦アレルギーのある児童にとって問題になることがある。
小麦粘土を使った美術授業	・小麦粘土で造形をするとき、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状を来す児童がいる。 ・小麦アレルギーの児童が在籍する場合には、粘土の原料にも留意すること。

(7) 当事者以外の児童に対する説明

アレルギー疾患の児童への取組を進めるに当たっては、他の児童からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の児童に対してどのような説明をするかは、他の児童の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童及び保護者の意向も踏まえて決定する。また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

8 犯罪被害防止に関する日常管理

(1) 校門及び校舎入り口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを児童及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を児童に徹底させる。

時間	児童・教職員	来校者・保護者
登校時間 7時30分～ 8時10分	・児童は校門、裏門、校庭門から登校する。 ・施錠担当教職員が、児童玄関を7時30分に解錠する。 ・職員室に声かけた後、児童昇降口から入校する。	[来校者] 職員玄関で来校者受付をし、職員室に立ち寄る。 [保護者] 児童昇降口から入校し、職員室に立ち寄る。
授業中	・児童・教職員ともに職員玄関を通して出入りする。 ・体育や昼休みに校舎外に出る場合は、児童昇降口を使用	
下校時刻 ＊曜日・学年により時間帯は異なる	・施錠担当教職員が完全下校終了後に児童玄関を施錠する。	
完全下校後	・職員玄関のインターホンで用件を伝え、許可を得てから職員室に向かう。	

(2) 来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 来校者向けに、1階の出入口全てに「来校者の方は職員玄関横の事務室(受付)へおいでください」の案内を掲示する。
- 来客の予定がある場合は、あらかじめ職員玄関にある来校者予定表に記入する。
- 職員玄関受付にて、来校者には来校者受付名簿に記入を求める。

- 手続き後、一般来校者には『来校者入校証』を渡し、首からかけて入校するよう求める(退校時には、返却を求める)。
- 保護者には、年度初めに来校時には職員室に声をかけるよう求める(忘れた場合は、一般来校者と同じ手続きをする)。
- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には『入校証』を確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

(3) 校内の巡視

通常授業日は、毎日、始業前・授業中・昼休み・放課後の最低4回は、管理職を中心に巡視を行う。教職員は授業の行き帰りや用務の度に巡視を心がける。

(4) 校外の巡視・巡回

- 登下校時の巡視:挨拶運動の際に担当教職員が校舎周辺及び通学路の巡視を行う。
- 通学路の合同点検:保護者・地域関係者・警察と合同で点検を実施する。(市教委)
- 校区内パトロール:不審者や野生動物出没等の情報が入り、必要な場合は校区内のパトロールを実施する(必要に応じて保護者に依頼)。
- 地域見守り:年度当初、登下校時の気になることを情報提供してくれるよう学校だよりを通じて、地域に呼びかける。

(5) 犯罪被害防止に係る各種様式

【来校者予定表】

月日	曜日	お名前	入校証番号	来校時刻	退校時刻
/				:	:
/				:	:
:	:	:	:	:	:

【来校者受付名簿】

月日	曜日	お名前	入校証番号	来校時刻	退校時刻
/				:	:
/				:	:
:	:	:	:	:	:

【校内巡視チェックリスト】

令和____年____月____日
 (始業前・__校時授業中・業間休み・昼休み・放課後)
 担当者()

教室	☐ 1階教室 ☐ 2階教室 ☐ 旧校舎教室 ☐ たんぼ ☐ 幼稚園
廊下	☐ 1階廊下 ☐ 2階廊下 ☐ 旧校舎廊下 ☐ 旧校舎渡り廊下
階段	☐ 管理棟階段 ☐ 旧校舎の階段 ☐ 体育館の階段 ☐ 幼稚園への階段
特別教室	☐ 理科室・家庭科室 ☐ 音楽室 ☐ 保健室 ☐ 図書室 ☐ 校長室 ☐ 職員室 ☐ 幼稚園ホール

体育館等	☐ 体育館 ☐ 体育倉庫 ☐ 校庭 ☐ プール ☐ 幼稚園園庭
その他	☐ 屋外トイレ ☐ 自転車置き場 ☐ 植栽周辺 ☐ 駐車場
気付き事項	(場所:)
施設・設備の主なチェックポイント 【教室、特別教室、体育館等】 ・照明に問題はないか ・室内の整理・整頓・清掃はできているか ・設備・備品の保管は適切か ・設備・備品・床等の破損はないか ・(放課後の巡視)施錠されているか	【階段、通路】 ・滑らないか ・整理・整頓・清掃はできているか ・通行の妨げとなるような物が放置されていないか 【全体】 ・消防設備、非常口等に問題はないか ・不審物はないか
児童の行動等の主なチェックポイント 【校舎内】 ・施設の利用や児童等の行動に危険はないか ・ベランダに出たり、窓から不用意に体を乗り出した りするなど危険な行動をしていないか	【運動場、体育館等】 ・運動や遊びをしている者との間に危険はないか ・運動や遊びの種類と場所に危険はないか ・人目に付きにくいところで運動や遊びをしていないか

9 インターネット上の犯罪被害防止対策

(1) 最新事例の把握

校長は、インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、担当教職員に指示して年度初めに以下のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、児童への指導に反映する。

- 警察庁「なくそう、子供の性被害。」 http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/
- 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」
<https://www.keisatukyoukai.or.jp/pages/23/>
- 文部科学省「情報モラル教育の充実」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
- 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm
- 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」
https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf
- 文部科学省・内閣府「生命(いのち)の安全教育」
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

(2) 家庭との連携

校長は、年度初めの保護者会で、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用(時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等)について、児童と保護者で話し合ってルールを策定し、実際にルールを守る取組を依頼する。

学級担任等は、学級保護者懇談会等で、SNS利用における児童の実情に応じた取組を保護者とともに考える。

10 校外活動における危機未然防止対策

(1) 事前の検討・対策

宿泊研修、修学旅行、職場体験その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

校外活動全般	・校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ・事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ・訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ・引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 ・災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ・緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ・一人で避難できない児童への対応について検討する。
宿泊を伴う活動 ・食に関係する活動*（食物アレルギー対応）	・食物アレルギーを持つ児童についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 ・エピペン®等持参薬の管理方法について、確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討）。 ・工場見学や体験学習など食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 ・宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ・宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ・万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 *エピペン®等持参薬の使用法の再確認 *搬送可能な医療機関の事前調査 *円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足（児童同士の弁当のおかずやおやつの交換）、社会科見学、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動（保護者主催イベントなど）、アレルギーとなる食品の清掃等

(2) 校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

- | | |
|---|---|
| ☐ 緊急連絡体制表 | ☐ 児童名簿（緊急連絡先を含む） |
| ☐ 訪問先の地図等（避難経路・避難場所） | ☐ 緊急搬送先医療機関の情報 |
| ☐ 携帯用救急セット | ☐ 携帯電話・スマートフォン |

- ☐ モバイルバッテリー
- ☐ 笛（危険を知らせるため）

- ☐ 携帯ラジオ端末（それに代わる物）

（３）校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- 現地に到着直後に、引率職員間（必要に応じて児童も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、児童に対して下記のとおり、活動中の留意事項を徹底する。
 - ・引率教職員の指示をよく聞くこと。
 - ・一人で行動しないこと。
 - ・集団を離れる場合は引率教職員に断ること。
 - ・（食物アレルギーを持つ児童がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと。
- 学校には、職員室の前方ホワイトボードに、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を記載してある計画書を掲示する。

Ⅱ 校内行事に際しての危機未然防止対策

校長は、入学式、卒業式、運動会等の校内行事における危機未然防止として、担当教職員に指示して、以下の対策を講じるものとする。

なお、本校を会場として保護者会等がイベントを主催する場合についても、同様の対策を取ることを主催者側と事前に確認する。

（１）事前準備

- 学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。
- 行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。（行事参加予定人数と、非常口の箇所数、避難経路・避難場所の広さなどを確認）
- 行事の受付（来訪者の身元確認等）について、教職員でまかなえない場合は保護者等に依頼する。
- 特に運動会については、観覧者の数が多くなることから、開催前後も含めた学校周辺の常時パトロールを保護者及び地域ボランティア等に依頼する。

（２）校内行事当日の対応

- 行事の来賓には、受付にて受付をしてもらう
- 行事中、教職員は担当を決めて校内（非開放部分を含む）を巡回し、身元不明の人がいないか確認する（いた場合には声掛けし、身元を確認）。
- 行事中の災害に備え、行事開始前に参加者には会場の非常口や避難経路、避難場所を伝達する。あわせて、校内立ち入り禁止区域についても説明し、理解を得る。

12 緊急時の非常参集体制

(1) 非常参集基準

夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

《地震》

参集体制	参集基準 由布市の震度	教職員の対応			
		緊急時 参集職員	校長 教頭	教務主任 防災教育 C	その他 教職員
第1次参集	4 被害なし	待機*1	待機*1	待機*1	待機*1
第2次参集	4 被害あり	参集	待機*1	待機*1	待機*1
第3次参集	5弱又は5強	参集	参集	参集	待機*1
第4次参集	6弱以上	参集	参集	参集*2	参集*2

*2:管理職以外の教職員は、できる限り早期に学校に参集

《風水害》

参集体制	参集基準 由布市の警戒レベル	教職員の対応			
		緊急時 参集職員	校長・ 教頭	教務主任・ 防災教育 C	その他 教職員
第1次 参集	レベル3相当 大雨警報、洪水警報 大分川氾濫警戒情報	待機*1	待機*1	待機*1	待機*1
第2次 参集	レベル4以上 校区内の地域に 避難情報*3発令	参集	待機*1	待機*1	待機*1

*1:「待機」となる教職員は、常に連絡が取れるような状態にしておくこと。

(必要に応じて応援を要請する場合があるため)

*2:避難情報とは、由布市の発令する「高齢者等避難」「避難指示」のこと。

(2) 安全確保等の優先

勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。

交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても参集できない場合には、無理に参集せず、本部にその旨連絡を入れること。その上で、可能な場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、児童及び教職員の安否確認等の本部業務を支援する。

(3) 緊急時参集職員

校長は、毎年度当初に当該年度の「緊急時参集職員」3名程度を指名する。
学校から20km以内に居住する者（該当者がいない場合は最も近い職員）の中から指名する。令和7年度の緊急時参集職員は、以下の者とする。

氏 名	参集方法	参集所要時間（目安）
阿部 幸一	自家用車又は徒歩	（自家用車）40分 （徒歩）300分
古長 史哉	自家用車又は徒歩	（自家用車）45分 （徒歩）360分
安西 やよい	自転車又は徒歩	（自家用車）5分 （徒歩）30分

(4) 非常参集時の心得

○服 装：動きやすい服装、運動靴とする。季節に応じて防寒対策も講じる。

○持ち物：数日間勤務に当たることを想定し、リュック等に準備しておく。

※持ち物（例）

☐ 身分証明書 ☐ 携帯電話・スマートフォン ☐ 携帯充電器 ☐ 携帯ラジオ ☐ 携帯できる食料 ☐ 飲料水 ☐ 現金（小銭） ☐ 笛（ホイッスル） ☐ 小型のライト ☐ マスク ☐ 着替え ☐ メモ帳・筆記用具
--

○ 非常参集時には、必ずインターネット等で警報等に関する情報を収集するとともに、地震時及び風水害時の参集において、ハザードマップ上の危険区域（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等）で浸水や土砂災害が想定されている区域を絶対に通らないこと。

○ 参集する際には自身の身の安全に十分留意すること。

○ 災害等の被害が大きい場合には、参集途上の地域の様子をつぶさに観察し、本部へ報告すること。（できれば写真記録）

(5) 教職員の安否確認

全ての教職員は、事故・災害等の発生により非常参集体制が取られた場合は、自身の安否状況（自身及び家族の被災状況、自宅の被災状況等）について、メール（ライン）又は電話により、管理職に連絡する。

校長は、教頭に指示して、全教職員の安否情報を取りまとめるとともに、安否不明の教職員に対して安否確認の連絡を取る。また、安否不明又は被災により事故・災害等への対応が取れない教職員がいる場合は、必要に応じてその代理となるものを指名する。

13 事故・災害発生時の対策本部体制

(1) 事故・災害対策本部の設置基準

事故・災害発生時に円滑な組織対応を図るため、以下の基準に基づき、警戒本部、又は事故・災害対策本部を設置する。

本部体制	設置基準
警戒本部 校長・教頭・教務主任・防災教育担当・緊急時参集職員	・震度5弱又は5強の地震が発生した場合 ※緊急時参集職員は、勤務時間外に警戒本部を設置する場合のみ ※教務主任・防災教育コーディネーターはできるだけ早期に参集
事故・災害対策本部 (全教職員)	・震度6強以上の地震が発生 ・学区内で発生した災害により、大きな被害(避難所が開設されるレベル)が発生した場合 ・学校管理下で、死亡事故、又は治療に要する期間が30日以上 の負傷や疾病その他重篤な事故・災害が発生した場合 ・学区内に多数の被害が同時発生(犯罪・テロ等)した場合

(2) 指示命令系統

事故・災害発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は、本部長(校長)→副本部長(教頭)→全教職員とし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。なお、事故・災害発生時に校長不在の場合には、本部長代理者から事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。

(3) 警戒本部

校長・教頭・教務主任・防災教育コーディネーター・緊急時参集職員(勤務時間外のみ)を構成員とし、設置する。なお、勤務時間中に設置する場合は、児童及び教職員の安全確保・避難誘導等を実施した後とする。業務内容は以下のとおりとする。

班	役 割	準備物
警戒本部班 校長(阿部 幸一) 教頭(梅木美紀) 教務主任(室原参由紀) 防災教育担当(三重野愛美)	○ 施設被害状況、異常等の確認 ○ 災害情報等の収集 ○ 使用する資器材の準備 ○ 由布市教育委員会への報告	危機管理マニュアル 学校敷地図等図面一式 防災無線、テレビ 携帯電話・スマートフォン

(4) 学校事故・災害対策本部

学校事故・災害対策本部の組織体制及び業務内容は以下のとおりとする。ただし、事故・災害の状況により、活動の量・内容に偏りが生じた場合には、本部長は適宜、担当を見直し、業務量に応じた人員配置体制を取るものとする。

班	役 割	準備物
対策本部班 校長(阿部 幸一) 教頭(梅木 美紀) 防災教育担当	○ 事故・災害の情報収集・取りまとめ ○ 校内の被災状況把握と応急対策の決定、指示 ○ 各班との連絡調整 ○ 緊急時持ち出し品の搬出・保管の指示 ○ 記録日誌・報告書の作成	危機管理マニュアル、 学校敷地図等図面一式、 防災無線、テレビ、 ハンドマイク、懐中電灯、 拡声器、ホイッスル、

(三重野 愛美)	○ 由布市教育委員会との連絡調整 ○ 報道機関への対応 ○ 学校再開に向けた対応 ○ 教職員、児童への聴き取り、被害児童の保護者など個別の窓口(学校事故発生時のみ)	トランシーバー、 携帯電話・スマートフォン
安否確認・ 避難誘導班 担当:各学年部	○ 児童及び教職員の安否確認 ○ 安全な避難経路での避難誘導 ○ 負傷者の把握 ○ 下校指導及び学校待機児童の掌握・記録 ○ 行方不明の児童、教職員の把握・報告	『児童連絡票』 (職員室教頭席前) 『園児連絡票』
安全点検・消火班 担当:学年部所属以 外の教職員	○ 初期消火 ○ 避難、救助活動等の支援 ○ 施設・設備の被害の状況確認 ○ 校内建物の安全点検・管理 ○ 近隣の危険箇所の巡視 ○ 二次被害の防止	消火器、ヘルメット、 手袋 等

全ての教職員は、上記の役割分担に基づき、事故・災害の発生時に必要な対応を取ることができるよう、研修・訓練等を通じてその役割を習熟しておく。また、不在・被災等により役割分担を果たせない教職員が出た場合、各班の業務量に偏りが生じた場合などは、対策本部班の調整に基づき、役割分担を変更することがある。このため、全ての教職員は、事前に定められた役割のみならず、他の役割についても概略を理解しておく。

14 緊急連絡・通信手段

(1) 保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は、以下の方法で行うこととする。なお、緊急時の連絡手段について、年度初めに保護者に伝達する。

【学校から家庭への緊急連絡】

- ① 学校安心メール配信:入学時に登録し、その後は年度初めに登録の確認を行う。
学校安心メールへの登録が困難な家庭には電話にて連絡する。保護者からの返信の必要のない連絡事項を伝達する際に用いる。毎年度更新する。
- ② 各学年メール(学校安心メール):学年に特化した連絡があるときは、管理職が担任から内容を確認し、本メールにて連絡をする。毎年度更新する。

【家庭から学校への連絡(双方向の連絡)】

- ① 電話:入学時に保護者の緊急連絡先を把握する。
- ② 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171) ※今後行う予定
大きな災害が発生した場合、家庭の安否情報を登録するように依頼する。
※災害による通信途絶・停電等により、上記の手段が使えない場合には、校門横
掲示板や避難所になっている庄内公民館の掲示板を使って学校からの連絡事
項を伝達すること、安否確認や被害調査等は教職員による家庭(避難所)訪問
によって実施すること等について、あらかじめ保護者と認識の共有を図る。

(2) 教職員間の緊急連絡・通信手段

教職員の緊急連絡は、学校安心メール配信又は教職員グループラインを用いる。

ただし、災害状況によりこれらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を活用する。 ※今後する予定

(3) 関係機関の緊急連絡先一覧

事故・災害等発生時に連携する可能性のある関係機関の連絡先は以下のとおり。

校長は、毎年度初めに担当教職員に指示し、最新の連絡先となっているかどうか確認するものとする。

① 由布市公的機関

機関(課室所)名	電話(FAX)	住所	備考
由布市教育委員会			
学校教育課	582-1179	庄内町柿原302番地	
教育総務課	582-1177	庄内町柿原302番地	
学校給食センター	582-0500(0550)	庄内町大龍1516-1	
近隣の学校			
阿南小学校	582-0255(0209)	庄内町東長宝 523	
東庄内小学校	582-0241(9811)	庄内町大龍 1835 番地	
庄内中学校	582-0014(0167)	庄内町柿原49番地	
由布高等学校	582-0244(0341)	庄内町大龍 2674-1	
由布支援学校	582-0326(0291)	庄内町西長宝 1796	
由布市公的機関			
防災危機管理課	582-1140	庄内町柿原302番地	
由布市保健所	582-0600(0691)	庄内町柿原337-2	中部保健所由布保健部
消防署(庄内)	582-0119	庄内町柿原306番地1	
由布市消防本部	583-1500	挾間町挾間278	
福祉課	582-1265	庄内町柿原302番地	
子育て支援課	582-1262	庄内町柿原302番地	

② 医療機関

機関名	電話(FAX)	住所	備考
学校医			
尾崎ホームケアクリニック	582-0013	庄内町庄内原 828-1	尾崎 任昭
学校歯科医			
ヒロ歯科クリニック	582-2222	庄内町柿原305-2-1F	河野 真寛
学校薬剤師			
西庄内調剤薬局	586-2181(2182)	庄内町庄内原字前828-3	河野 雄太

③ その他関係機関・組織

機関(課室所)名	電話(FAX)	住所	備考
公共交通機関・タクシー			
庄内亀の井タクシー	582-0250 582-0078	庄内町庄内原261-8	
久大タクシー	582-3477	庄内町大龍2636-7	
警察			
大分南警察署	542-2131	大分市横瀬221番地1	
生活安全課長	内線260 時間外(携帯)080-2737-2732		
生活安全係長	内線261 時間外(携帯)080-2739-5589		当直監督
庄内西警察官駐在所	582-0380	庄内町庄内原841-5	
庄内警察官駐在所	582-0310	庄内町東長宝432-3	
その他			
朝日警備本部	537-3386		警備会社
アイ・ティ・アサヒ	533-6387		防火設備
西庄内児童クラブ	582-1633	佐藤さん 080-3904-6918	児童クラブ
ひばり児童館	582-1472		児童クラブ
上記でつながらない場合			

上記の連絡先を校長室・職員室(教頭席)・事務室に常に掲示する。

15 通信・情報収集手段

(1) 事故・災害発生時の通信・情報収集手段及び情報収集先

事故・災害の初期段階での通信・情報収集手段は以下のとおりとする。

- テレビ、PC
- 電話・FAX、教職員の携帯電話・スマートフォン
- 防災行政無線(受信機)、広報車

災害等に関する情報や避難に関する情報の収集先は以下のとおり。

- 由布市ホームページ [<https://www.city.yufu.oita.jp>]
- 由布市メールサービス(登録型)ゆふぼ
- テレビ・ラジオ各局放送、ゆふいんラジオ局
- おおいた防災ポータル [<https://oita-bosai.my.salesforce-sites.com/>]
- 国土交通省防災ポータル
[<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-portal/index.html>]
- 国土交通省川の防災情報
[<https://www.river.go.jp/portal/?region=80&contents=multi>]
- 気象庁防災情報 [<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>]
- 防災アプリ(NHK ニュース・防災、Yahoo!防災速報、等)
- JTWC [<https://www.metoc.navy.mil/jtwc/jtwc.html>]

平時から、以下の対策により災害発生初期の情報収集に備える。

- 全職員は、携帯電話・スマートフォンを常に携帯しておく（緊急地震速報受信）
- 各自、必要なアプリをダウンロードしておく

(2) 校内の情報伝達手段

災害発生時には、停電等により校内放送設備が使えない可能性があるため、校内の情報伝達手段として以下の手段を備える。

手段(備品)	保管場所
拡声器(1台)	印刷室入口横の棚(2台)、教頭後ろの棚(1台)
ホイッスル	各自保管分と教頭席後ろの棚の『非常時持ち出しカゴ』の中

校内放送が使用不可と判明した場合には、校長の指示を受けた職員3名が拡声器とホイッスルを使って避難指示等を行う。授業中は1階・2階・幼稚園に向けて手分けをする。

16 緊急持出品の内容、保管場所、担当者

避難する際の緊急時持ち出し品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるよう、持ち出し袋及びカゴにまとめ、職員室教頭後ろの棚に備える。個人情報を含むため、管理を厳重にすること。また、保健室に、医薬品・救急用品セットを備え、避難の際には、養護教諭が持ち出すこととする。

なお、職員室給湯室入り口に「本部」の案内旗を備えて、避難の際には緊急時持ち出し品とともに持ち出す。

『非常時持ち出し袋』	○ 危機管理マニュアル ※関係機関の緊急連絡先一覧を含む ○ 災害時緊急引き渡しカード、児童名簿、受付用平カゴ
『非常時持ち出しカゴ』	○ 係任務カード、筆記用具、ホイッスル
その他 別で持ち出す物	○ 児童出席表(毎日の出席確認表) ○ ハンドマイク ○ 誘導棒、安全ビブス(反射材付き)
応急手当に用いる物品 ※保健室(養護教諭)	○ 救急用品セット(ハサミ、ピンセット、消毒液、滅菌綿棒、絆創膏、伸縮包帯、滅菌ガーゼ、サージカルテープ、三角巾等)

緊急時持ち出し品の担当者順位は以下のとおりとする。

順位	氏 名
1	梅木 美紀(教頭)
2	長尾 陽子(特別支援員兼校務員)
3	安西 やよい(特別支援員)

17 重要書類等の保管・整備

(1) 学校運営上の重要物品・重要書類

学校運営に関する重要物品・書類は、災害等による損壊を避けるため、以下のとおり保

管する。校長は、毎年度当初に、保管場所の被災可能性が低いこと、保管内容物の過不足がないことを確認するものとする。

保管場所	内 容
校長室耐火金庫 ※施錠保管	○ 学校沿革史 ○ 職員人事関係書類等 ○ 学校印(大)・割印 ○ 卒業生台帳 ○ 給与明細 ○ 指導要録
職員室教頭横の机	○ 学校長印

(2) 学校関係図面の整備

事故・災害等に備え、以下の図面を校長室に保管する。

- 校地・校舎平面図(白図)
- 校舎等の電気配線図
- 校舎等の水道配管図
- 校舎等の電話配線図

18 事件・事故・災害発生時の情報整理

事件・事故・災害が発生したときは、下記の項目に沿って、時系列で状況が分かるように記録する。

記録すべき内容の例

- 事件・事故・災害被害等の発生状況・概要
- 負傷者・被害者の事件・事故・災害発生直後の状況(氏名、学年、保護者氏名、症状、応急手当、搬送時刻、搬送先)
- 学校の対応状況(時刻、対応者名・関係者名)
- 学校から外部への連絡状況(時刻、対応者名・関係者名)
- 警察等関係機関との連携状況
- 報道機関等への対応状況

19 事件・事故等の市教委への報告様式

第1号様式(学校→市町村教育委員会)

【第1報】

学校名	
報告日時	令和 年 月 日 時 分

事件・事故(いじめ事案を含む)の概要及び対応報告書

① 発生日時	令和 年 月 日 時 分ごろ	
② 発生場所		
③ 事件・事故等の種別 (不審者目撃等)		
④ 関係児童・児童等 (その他教育機関においては 記載不要)	由布市立 学校 年 組・ 名前(フリガナ)・性別	
⑥ 経緯・概要 ・情報源 ・何が起きているか ・被害者の状況 ・被害拡大の可能性 ・その他 ※時系列で、できる限り簡潔に分かり やすく記入してください。 ※過去の報告内容も記入する場合、 今回報告分(追加した新しい情報)と 前回までの報告の区別が分かるよう に記入する。	日時等	経緯
	月 日() 月 日()	
⑦ 特記事項 ※保護者等からの要望・苦情等がある 場合に記入する。		
⑧ 対応方針 ※事案の継続が見込まれる場合や再 発防止策が求められる場合など事案 に応じて問題点やその改善策を記載 する。		

(必要に応じて別紙作成)

市町村教育委員会 の連絡窓口責任者	正	職	学校教育課長	氏名	麻生 久
	副(担当)	職	課長補佐兼指導主事	氏名	福田 英隆
学校 連絡窓口責任者	正	職		氏名	
	副	職		氏名	

※ 続報がある場合は、【第1報】を【第〇報】とし、後ろに「続報」をつける。

20 校内の備品・備蓄品

本校には、現在、災害時に備えた由布市からの備品・備蓄品がない。市の防災危機管理課との協議により、必要な場合は、その時の状況によって、市の備蓄を届けてくれるもしくは受け取りに行くことが可能となっている。

また、令和8年度以降は、由布市教育委員会の対応で準備されることになっているので、それまでの間、飲料水のみ学校で準備する。また、保健室にある医薬品を非常時用の備蓄品として使用するため、常備しておく。

21 家庭との共有事項

(1) 保護者との共有の時期・方法・内容

校長は、自ら又は各学級担任を通じて、保護者に対し以下①～④に記載する事項を確実に依頼・周知する。

【依頼・周知時期】新1年生は入学説明会、他学年は毎年度最初の保護者会、学年途中の転入児童については転入手続き時

【依頼・周知方法】保護者会における資料配布、及び学級担任からの説明

① 学校と家庭の情報伝達・連絡方法について

学校から家庭へ情報伝達するための手段として、入学時に、学校安心メールへの保護者の登録を依頼する。あわせて、学校と家庭の情報伝達・連絡の手段として以下の点について周知する。

- 学校から家庭への情報伝達手段
 - ・校長名による学校からの発出文書
 - ・学校安心メール
- 家庭と学校との相互連絡手段
 - ・電話（学校固定電話、学校携帯電話、緊急用校長携帯電話）
 - ・学年メール・部活メール
- 電話・メールが利用不能な場合の代替手段
 - ・災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171） ※今後の予定
 - ・家庭訪問（不在だった場合にはメモ等を残す）
 - ・避難所への巡回
 - ・以下の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ
 - ＊学校入口（校門）への掲示
 - ＊避難所への掲示
 - ＊学校運営協議会委員、保護者会役員などへの伝言依頼
 - ＊由布市からの広報（由布市教育委員会を通じて要請）

② 各種基準について

事故・災害発生時の各種基準について、保護者に周知する。

- 児童の一斉下校、引き渡し・学校待機の基準
 - ・不審者情報があり、児童の登下校に影響があると判断される場合
 - ・今後の天候が悪化し、通常の下校では危険であると判断される場合

- ・大規模な地震が発生し、通常の下校では危険であると判断される場合
- ・由布市教育委員会から由布市統一（地区ごとも含む）の指示があった場合
- 災害発生が予測される場合の臨時休業の判断基準・判断時刻・連絡方法
- ・台風の進路上にあり、その日のうちに接近すると予想される場合
- ・気象状況（雨・雪）により、登校に危険が伴うと判断される場合
- ・校区内で大規模な災害・被害が発生している（発生可能性がある）場合
- ・午前5時から情報収集・協議を行い、6時頃までに、学校安心メールにて配信する

③ 家庭で話し合っておく事項について

事故・災害が発生した場合に対する家庭での備えについて、各家庭で話し合う機会をつくる。特に、児童と保護者が離れている時の対応として、以下の点について各家庭の状況に応じた話し合いを促すこととする。

- 登下校中、通学路で危機事態が発生した場合の対応（実際に歩いて確認）
 - ・自宅・学校のどちらに向かうか（自宅に保護者がいて、被災地点が自宅に近ければ自宅に戻る、保護者不在の場合や学校に近い場合には学校へ行く 等）
 - ・大きな地震の場合の避難先
 - ・通学路上の「子ども110番」の家の場所
- 自宅で保護者が不在のときに危機事態が発生した場合の対応
 - ・自宅で自分の身を守る行動の取り方
 - ・保護者との連絡の取り方（複数の手段）
- 交通機関が途絶し両親が勤務先から戻ることができない場合の対応
 - ・学校にいる場合には学校で数日間待機する可能性があることを確認

④ 引き渡しの事前登録と引き渡し方法について

年度初めに、「引き渡しカード」を記入してもらい、1部学校提出、1部家庭保管とする。引き渡しカード記入・提出、更新の際には、『学校待機・引き渡しマニュアル』を渡して、引き渡しの方法・学校周辺の交通規制（一方通行にする）等を確認するとともに、学校のホームページでも公開する。

- 引き渡しカードは、毎年更新します。
- 引き渡しの際は、引き渡しカードの引き取り者欄に名前がない人には引き渡しません。
- 他の児童の同乗は認めません。
- 川の氾濫、土砂災害、火災、犯罪被害等の危険がご自身の身に迫っている場合には迎えに来ないでください。
- 学校に迎えに来た段階で周囲に危険が迫っている場合には、児童を引き渡さず保護者とともに学校に留まる、もしくは児童・教職員とともに避難場所へ避難することをご了承ください。
- 来校途中にある土砂災害警戒区域を確認し、児童の送迎にはこの区域を避けて通行するようにしてください。

【引き渡しカード】 ※実際は、最大5名書くことができる

災害時緊急引き渡しカード ※斜字の部分は学校が記入

記入年月日				令和	年	月	日
*お子さん一人一人にお書きください							
災害等緊急時児童引き渡しカード				由布市立西庄内小学校			
ふりがな				兄弟姉妹	年		
児童名				学年 名前	年		
					年		
保護者名 (メール受信者)		児童との関係	非常時連絡先 (仕事先) 名称		電話番号		

第①～第⑧ 引き取り者（親族等）					
優先 順位	引き取り者 名前	児童との 関係	優先 順位	引き取り者 名前	児童との 関係
第①			第⑤		
第②			第⑥		
第③			第⑦		
第④			第⑧		

引き渡し実施年月日	引き取り者番号	確認チェック
2026		

《お知らせとお願い》	
1.	大規模災害などの緊急時に、引き取り者の優先順位に従って引き渡しをします。なお、 <u>第①～第⑧</u>
	引き取り者でない方への引き渡しはできませんので、ご了承ください。
2.	第①引き取り者が引き取りに来られない場合が想定されます。第②以降の引き取り者を確保し、できるだけ記入してください。
3.	引き取り者全員に、事前に必ず了承を得てください。
4.	年度途中で記載内容に変更が生じた場合、直ちに担任までご連絡ください。
5.	このカードは学校で保管し、1年ごとに返却します。 <u>変更等あれば訂正</u> してください。
6.	この1部を学校へ提出してください。学校でコピーをして返却します。家庭用として、保管してください。

(2) 校外活動など通常授業とは異なる状況での対応について

通常授業とは異なり学校外で活動・学習を行う際に事故・災害が発生した場合の対応について、校長は、活動のしおりや事前説明会等で保護者に対して伝達するよう学年部に指示する。

22 地域・関係機関等との連携

(1) 連携・協力支援の相手先・内容

事前・発生時・事後の危機管理のため、関係機関等から協力・支援を受ける事項及び連携内容は、おおむね以下のとおりとする。

連携する関係機関	協力・支援を受ける事項、連携内容
教育委員会	危機管理体制に関する指導・助言、学校安全に関する情報収集と提供、関係機関・団体等との連絡調整、地域住民への啓発活動、施設設備等の整備、事故・災害時の状況報告に向けた事前検討、スクールバス運行時の避難計画等の検討、共有
近隣の学校	不審者情報の共有、災害対応（臨時休業等）の検討
防災危機管理課	防災専門家の紹介、避難計画の検討、防災拠点（避難所）の運営に関する検討
保護者会	不審者情報の共有、通学路の安全点検、防犯パトロール、児童への指導、事故等発生時における協力
自治会	避難場所の優先順位、避難者が来校した場合の対応
消防	消火・避難訓練の支援（講師・講評等）、救急対応、病院への搬送
警察	防犯教室・防犯訓練の支援（講師・講評等）、不審者情報の提供、要注意箇所点検、防犯パトロール、不審者の保護・逮捕等
学校医	感染症流行時の学級閉鎖等の相談

(2) 避難所運営に関する事前協議・調整

本校は由布市の指定避難所に指定されており、宇南・水足自治会の住民が災害時に避難することとなっている。避難所の開設・運営は、由布市災害対策本部（防災危機管理課）により行われることから、本校は施設管理者としてこれを支援するため、以下の点について事前に協議・調整を行うこととする。

① 勤務時間外の避難所開設に伴う鍵の保管

勤務時間外など教職員不在時の避難所開設の際は、避難所開設・運営に関わる由布市担当者が体育館の鍵を保管することとする。

② 避難所としての学校施設の利用方法

原則、避難所として開放する学校施設は体育館とし、ランチルームを含む校舎は非開放区域とする。しかし、体育館だけでは対応ができない場合や緊急事態が生じた場合など協議することとする。

③ 本校による避難所運営支援内容

本校は、学校の施設管理者として、本校における避難所開設・運営において以下の支援を実施する。

- 施設・設備の安全確認、危険区域・非開放区域等の立ち入り禁止措置
- 避難所運営に係る会議への参加、必要な助言・支援

23 避難訓練の実施

(1) 訓練計画の策定

年間の避難訓練を計画する際には、地震及び火災の訓練については予告の有無、状況設定等に関して、以下の組み合わせで設定し、その他の訓練として、不審者対応訓練は予告あり・授業中の設定とする。その他の条件については、全てのパターンを年度内に実施することは困難であるため、複数年度単位で計画する。(弾道ミサイルに関する訓練も検討する)

【地震及び火災の訓練】

事故・災害		予告有無		他の条件
地震①大規模	×	予告あり	×	避難経路一部使用不可
②火災あり				管理職不在
火災①校内出火	×	予告なし	×	電話不通・停電あり
②近隣火災				朝学習／休み時間／放課後…

※授業中に実施の場合は、特別教室・体育館・運動場・プールにて授業中のクラス、非常勤講師による授業中のクラスを設定するなど、毎回同じ教職員にならないように配慮して訓練を実施する。

【その他の訓練】

不審者侵入(予告あり・授業中)
弾道ミサイル(予告あり・授業中) ※今後検討

また、4月の早い段階で発災直後身を守るための基本動作・避難時の基本動作・避難経路について各学年にて確認することとし、1学期の避難訓練は基本動作を実際に行い、あらかじめ決められた避難をすることができるところを目標として実施する。3学期になるにつれて、事前予告なしで実施する、授業中ではなく休み時間に実施するなど、より実践的な訓練となるよう計画する。その他、以下のような工夫点も盛り込む。

- 訓練にリアリティ・臨場感をもたせるため、緊急地震速報の音を活用するほか、実際の揺れに伴う音なども使用し、避難経路に落下物の配置、行方不明児童の発生を想定、消火器・消火栓・担架等の活用等を実際に行う。
- 引き渡し訓練の際には、帰宅時に通学路の点検を見童とともに行うよう保護者に依頼し、「引き渡し訓練アンケート」によりフィードバックを得る。

(2) 家庭と連携した訓練の実施(情報伝達・引き渡し訓練)

家庭と連携した訓練としては、以下の訓練を実施する。

4月 中旬	○ 学校安心メールを用いた情報伝達訓練を実施する。 ※教職員のメール送信方法確認・保護者のメール受信確認を兼ねる。
5月 ～ 6月	○ 庄内町内小中学校一斉引き渡し訓練を実施する。 ・学校安心メールで引取り依頼のメールを一斉送信した上で、引き渡しカードに掲載されている引き取り者へ引き渡しをする。

(3) 訓練後の留意点

訓練実施後には、訓練の効果が高められるよう、児童に「避難訓練振り返りシート」を用いて振り返り、反省事項等についてもよく指導する。なお、不審者対応訓練については、必要以上に不安にさせることのないよう、適切な対応をすれば身を守ることができることを事前にしっかりと伝える。訓練後に不安な気持ちを持つ児童がいた場合には、スクールカウンセラー等と連携し、個別対応する。

24 教職員研修

(1) 教職員向け校内研修計画

校長は、防災教育コーディネーターに指示して、毎年度、学校安全に関する教職員の校内研修に関する計画を策定し、学校安全計画に位置付けて、実施するものとする。校内研修の内容及び実施時期は、下表を目安とし、基礎知識の習得、状況想定型訓練による実践力向上、マニュアルの想定を超えた事態等に対処するための応用力の獲得まで、段階的に教職員の能力向上を図るものとし、学校行事や過年度実施研修の状況、外部研修の共有状況等により適宜調整する。

4月上旬	・危機管理マニュアル読み合わせ(全教職員) ※地域のハザードマップ(及びその想定を超える事象が発生する可能性があること)の確認を含む。 ・校内訓練年間計画及び訓練要領の確認(全教職員)
4月中～ 下旬	・備品・備蓄品等の所在確認及び使い方講習 ・校内防災設備の使い方講習 ・文部科学省「教職員のための学校安全 e-ラーニング」 ※自身が対象となるコース未受講の場合は4月中に必ず受講し、「受講修了証」を学校安全担当に提出する。
5月～8月	・救命救急訓練(消防署員招聘にてAED講習を含む) ・不審者対応訓練(教職員のみでロールプレイ)、地震対応の図上演習 ・災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(Web171)講習
9月	・心のケア研修会
10月～ 1月	・安全点検研修(定期・臨時・日常点検の視点を学ぶ研修) ・地震対応のシナリオシミュレーション

	・防災ゲーム演習（臨機応変の対応を学ぶ）
2月～3月	・危機管理マニュアル見直し会（グループディスカッション）

（2）職員会議での話題提供

校長は、教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のため、職員会議の時間を使って、防災教育コーディネーターから、本校の学校安全に関する課題や社会的に注目されている災害・事故・事件の学校安全の側面に関して話題提供し、議論する機会を設ける。

（3）校外研修等の活用

校長は、由布市・大分県などが開催する学校安全に関する研修に、防災教育コーディネーター等を積極的に派遣し、当該教職員の資質・能力の向上を図るとともに、関連の最新情報等の入手に努める。また、担当教職員が校外研修で得られた情報を確実に校内の全ての教職員に伝達・共有するよう、伝達・共有の機会を設ける。防災教育コーディネーターは、上記の校外研修に加え、文部科学省の学校安全ポータルサイト(<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>)を定期的に確認し、学校安全に関する新たな情報を入手して、校内に伝達・共有するよう心がける。

25 安全教育 ※由布市地域防災計画も参照

（1）安全教育の目標と学校安全計画への位置付け

本校における安全教育の目標を以下のとおりとする。

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

この目標に基づき、本校児童が安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、由布市の歴史・実情に応じた教育内容を編成し、毎年の学校安全計画へ位置付けることとする。

（2）生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容

下記の資料に記載された「安全に関する指導の内容例」を参考に、生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容を検討し、毎年度、学校安全計画を作成して、計画的に安全教育を実施する。またその際、安全点検や避難訓練によって明らかになった課題に関する指導を盛り込み、安全教育を通じて安全に関する児童の資質・能力を育成するよう努める。

文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月）

p. 136～145安全に関する指導の内容例

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf

(3) 家庭や地域社会と連携した教育

地域に根ざした学びにより児童の自助、共助、公助の力を養うため、家庭や地域、警察・消防等関係機関と連携した教育を実施する。具体的な方法は以下のとおり。

- 学校で行う安全教育に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。
 - ・地震体験車「ユレルンダー」体験
 - ・セーフティ教室（犯罪被害に遭わないための指導）
- 通学路の安全マップを作成し、学校までの危険箇所を確認する。
 - ・1年生は入学後に、マップに自宅をマーキングする
 - ・マップは毎年度初めに確認・修正する

なお、地域住民や関係機関の協力を得る際には、教育の目的やねらいについて事前に説明をして十分な理解を得て実施し、事後には意見・講評等のフィードバックを得ることとする。

(4) 安全教育の評価と改善

安全教育の実施後、以下のような多様な方法・評価項目により評価を行う。

評価方法	・学習への取組状況の観察や成果物 ・児童へのアンケートやグループでの話し合いの結果 ・保護者へのアンケート（引き渡し訓練時、学期末の保護者アンケート） ・関係機関・専門家からの講評（防犯教室等での講師の方から）
学習評価項目	・日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか ・現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか ・日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動を取るとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか ・自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか ※生活安全、交通安全、災害安全それぞれについて
指導計画の評価項目	・全校的な指導体制が確立されているか ・教職員間の連携が図れているか ・訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか ・安全管理との連携が図れているか ・児童の実態、地域の特性を反映しているか ・指導の内容や方法に課題はないか ・指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか ・保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか

上記評価結果とともに、児童の状況・事故等に関する客観的数値（事故・ヒヤリハット発生件数）を合わせて検証した上で、次年度の計画を作成し必要な資源の確保を図ることとする。

Ⅲ 発生時（初動）の危機管理

Ⅰ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

(1) 第一報による対応の判断

校長は、登下校中の児童への危害行為や、学校近隣における不審者の発生など児童の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要※かどうかを判断する。

※緊急対応が必要な事態：以下のような状況が継続している場合

- ・凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている
- ・登下校中の児童が不審者に襲われケガをした
- ・不審者が登下校中の児童に声を掛けた
- ・登下校中の児童が金品を奪われた
- ・校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない
- ・その他、学校近隣において児童が犯罪被害を受ける可能性がある

(2) ケース別の児童・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示する。なお、すべてのケースにおいて、保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。また、登下校中の時間帯に発生した場合は、由布市教育委員会に依頼して、緊急の注意喚起ができるよう依頼する。

ケース	発生時間帯	児童	教職員
通学路上で児童が襲われた ※金品を奪われた、襲われてケガをした等	登下校中	・自宅、学校、付近の「子ども110番」の家や商店（以下「最寄り避難先」とする。）のうち、最も近いところへ避難 ・学校に残る（又は避難した）児童は学校待機→保護者引き渡し	・被災児童の居場所へ急行（学級担任） ・110番通報等（未通報の場合） ・通学路の巡回
校区内に加害行為のおそれが高い不審者等がいる※校区内で、刃物等の凶器を所持した不審者が発生し、身柄確保ができていない場合等	登校前	自宅待機	・学校にて待機・対応 ・必要に応じて通学路の巡回
	登下校中	・自宅、学校、最寄り避難先のうち最も近いところへ避難 ・学校に残る（又は避難した）児童は学校待機→保護者引き渡し	
校区内にその他の不審者等がいる ※校区内で、不審者による声掛け事案等が発生した直後等	登校前	集団登校（又は保護者による送り）	・学校にて待機・対応 ・必要に応じて通学路の巡回
	登下校中	・自宅・学校のうち近い方へ避難 ・学校に残る児童は集団下校	

(3) 関係機関等との連携

校長は、学校近隣において児童の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、担当教職員に指示して、速やかに関係機関へ連絡し情報共有を図るとともに、必要に応じて学校安全を維持するための協力を依頼する。

各関係機関等との連絡・協力依頼

関係機関	情報共有・協力依頼（必要に応じて）の内容
由布市教育委員会	・発生事案及び学校の対応状況等に関する報告・支援要請 ・近隣学校等における類似事案等の情報提供依頼
大分南警察署 庄内西・庄内駐在所	・地域パトロール等の要請 ・（未通報の場合）110番通報
保護者	・発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡 ・引き渡し等への対応依頼 ・登下校中の見守り依頼
地域ボランティア等	・発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡 ・登下校中の見守り、通学路パトロールの要請

2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

(1) 臨時情報（巨大地震注意）発表時

南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界部と監視領域で M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合等。

「一部割れケース」又は「ゆっくりすべりケース」に相当



本校においても情報収集に努め、注意対応を行いながら原則として授業等を継続する

(2) 臨時情報（巨大地震警戒）発表時

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合。

「半割れケース」に相当

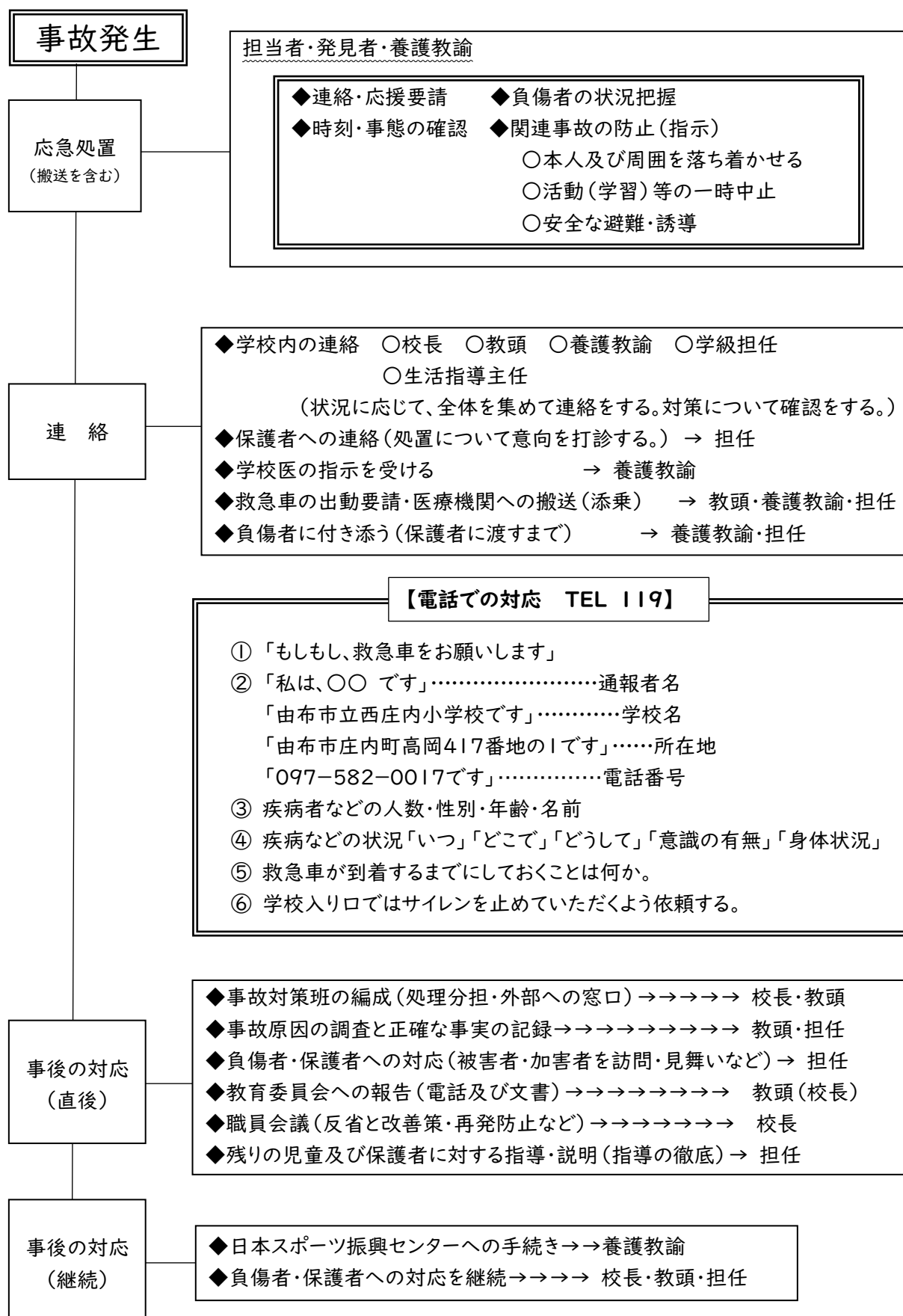


本校においても情報収集に努め、
巨大地震警戒の情報が発表された時から1週間を基本として臨時休校とする
児童が在校中である場合は、状況に応じて学校待機、又は速やかに帰宅させる

3 危険発生時の対応フロー

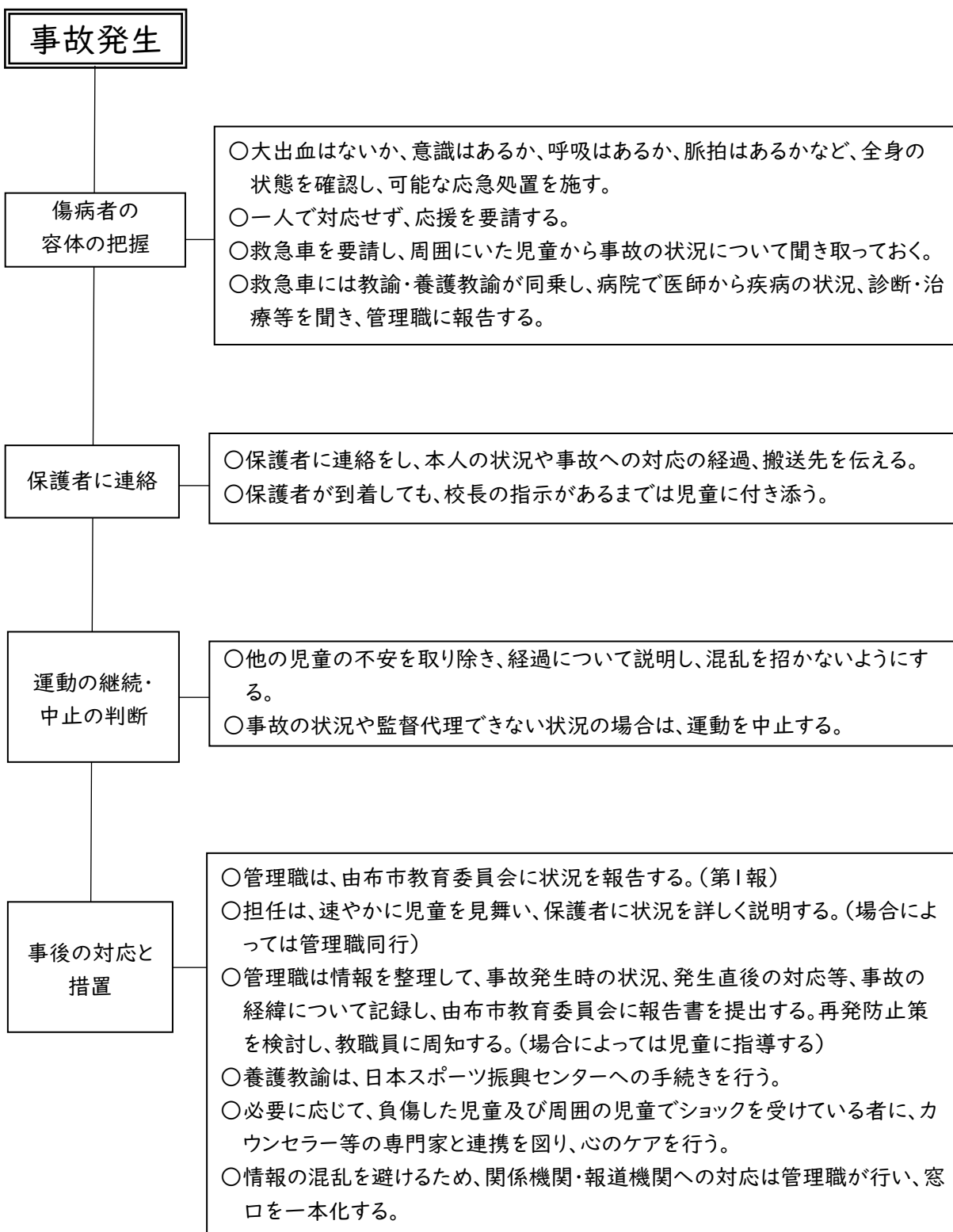
校長は、危機の種類別に危険発生時の教職員の対応フローを定め、その対応フローのみを集めたものを作成する。教職員は常に対応フロー集を携帯し、危険発生時に備える。

(1) 事故発生時の対応フロー

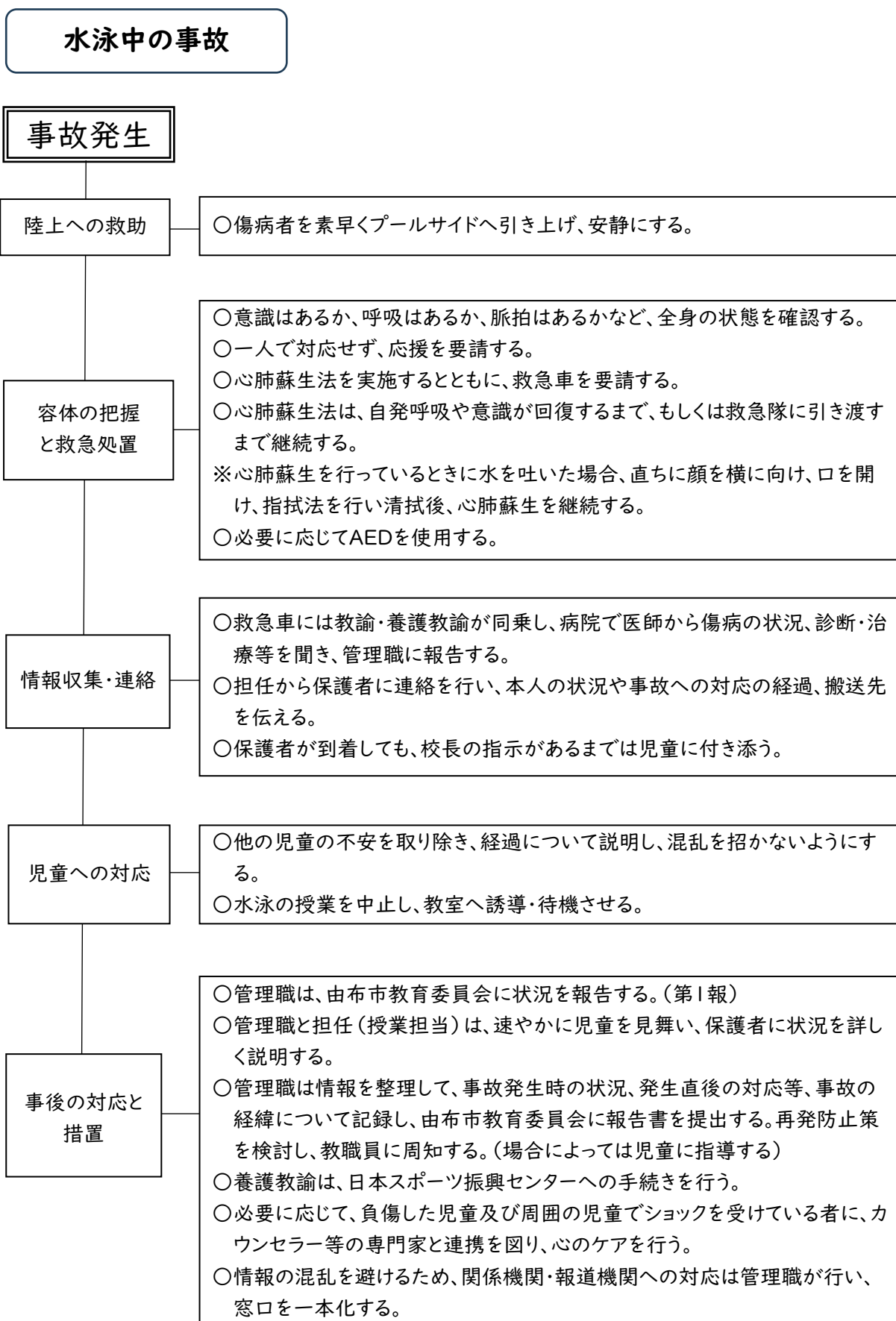


(2) 体育など運動中の事故発生時の対応フロー

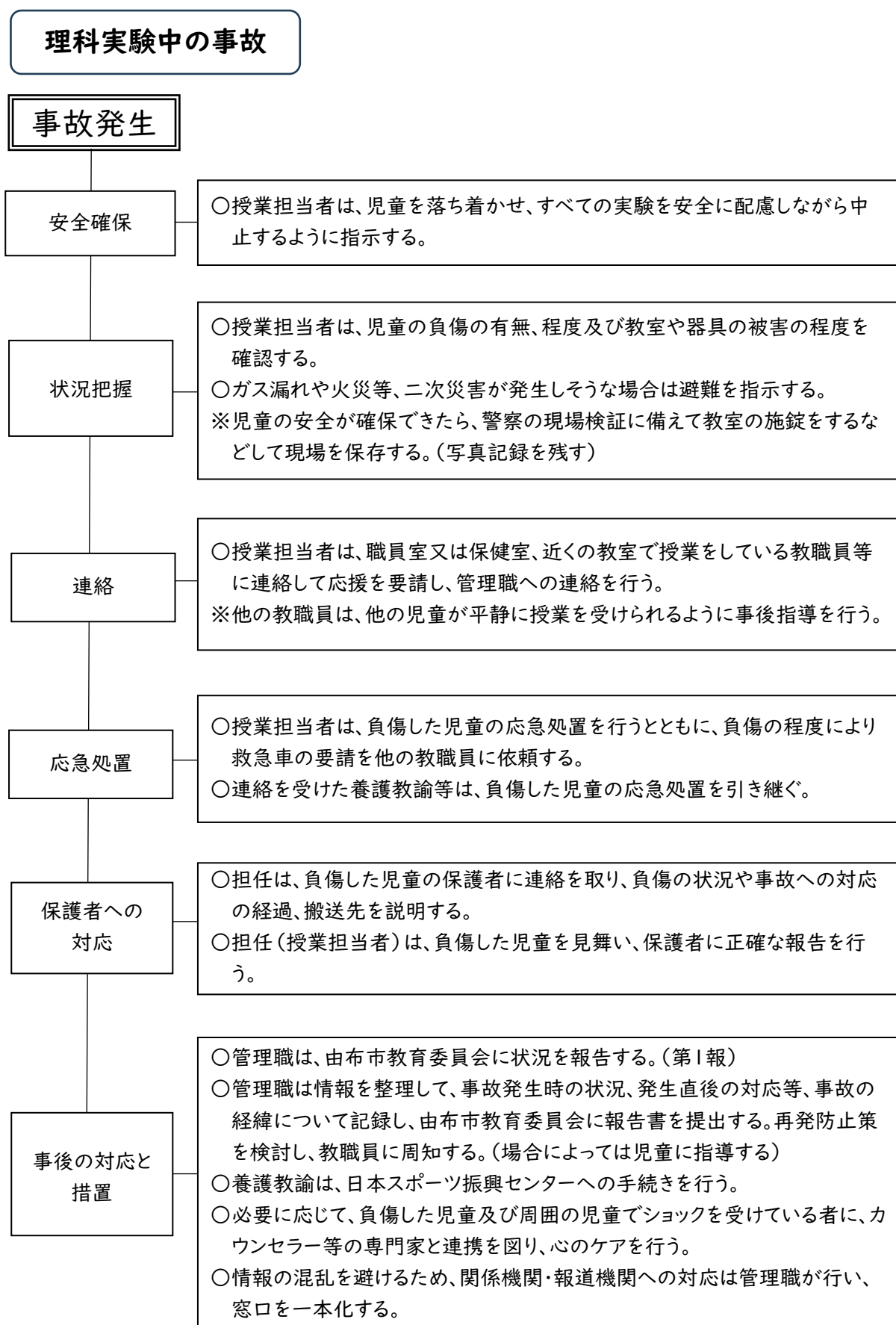
体育など運動中の事故



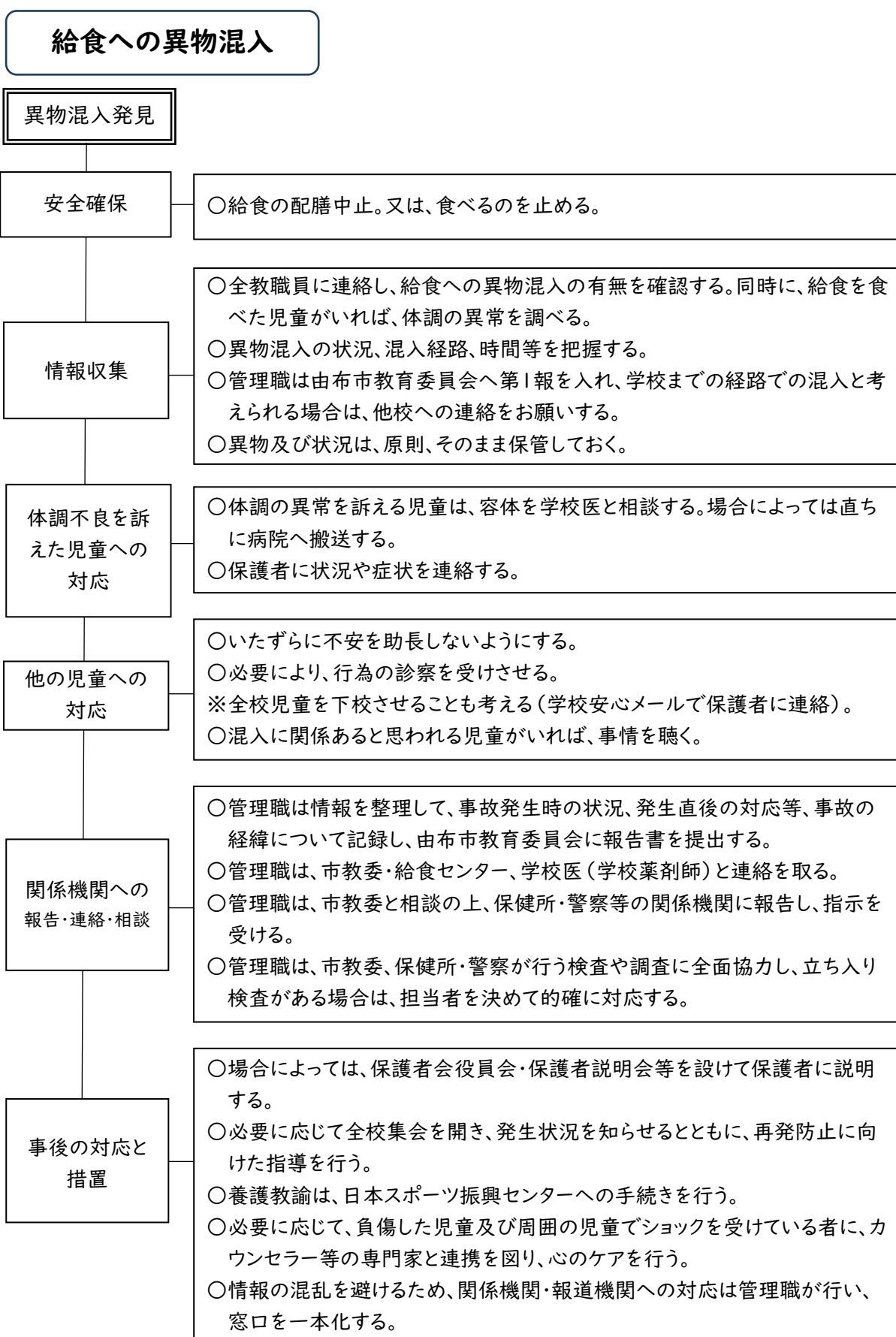
(3) 水泳中の事故発生時の対応フロー



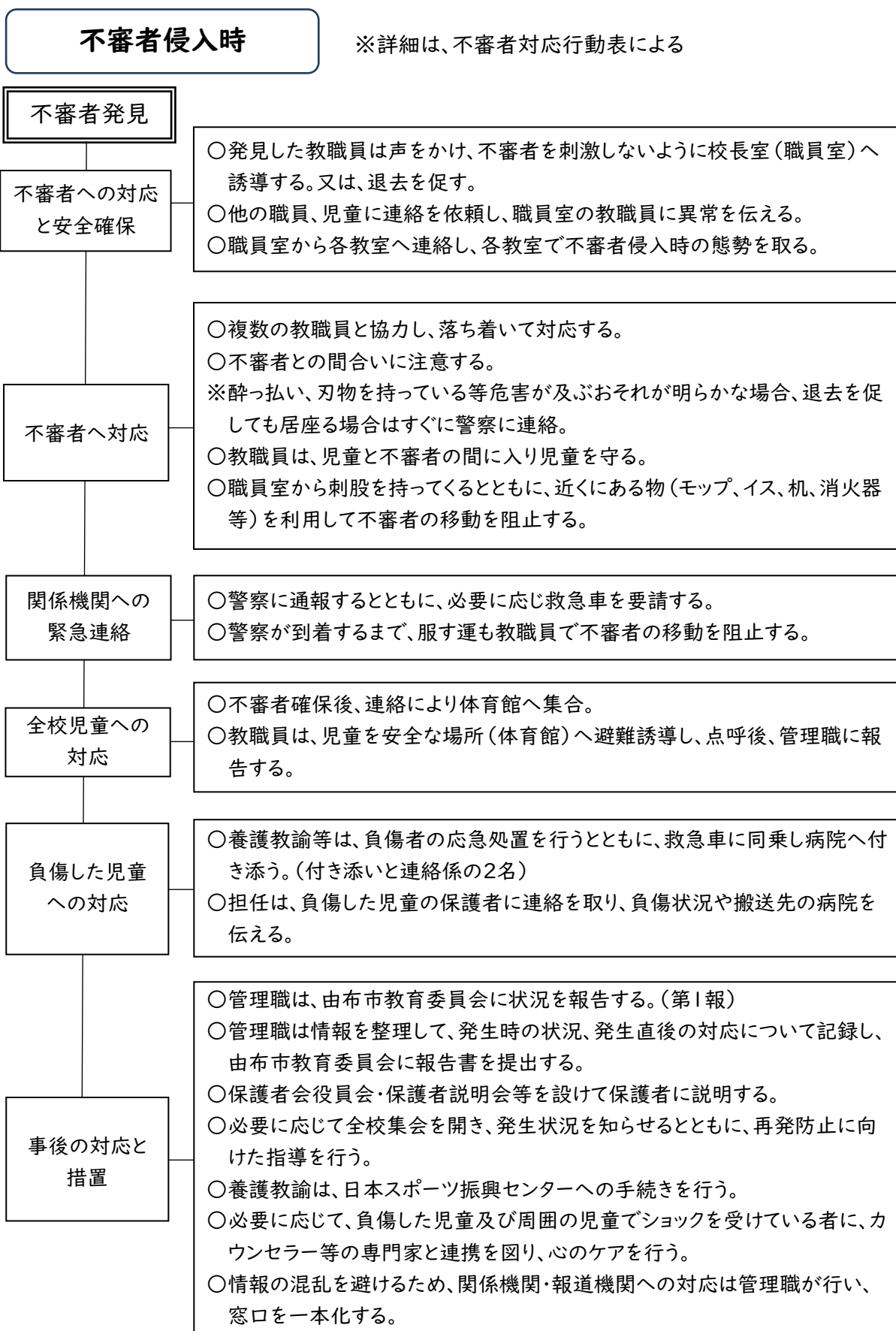
(4) 理科実験中の事故発生時の対応フロー



(5) 異物混入事故発生時の対応フロー



(6) 不審者侵入時の対応フロー



(7) いじめ案件発生時の対応フロー

いじめ案件発生

いじめを受けていると本人・保護者・友達・地域等からの訴えがあった

電話（投書）で訴えてきた場合
特定の職員を指名してきた場合

- ・速やかに対応する。
- ・指名された職員が不在の場合は、不在の旨を伝え管理職と代わる。

情報キャッチャー

- （傾聴する）
- ・訴えを真剣に受け止める
 - ・共感的に受け止める。
 - ・訴え者の味方であることを知ってもらう。

速やかに、訴えの概略を報告する

担任・学年主任・児童指導主任

報告

教頭・校長

指示

ケース会議A

情報に基づき、事実の確認

被害者からの事情聴取
加害者からの事情聴取
（別室で個別に聴き取る）

・いつ ・誰が ・誰に対して
・どのような方法で

※必ず記録を取り、記録に間違いがないか本人に確認をすること。

事実関係の報告を行う

校長・教頭

専門機関及び教育委員会等

指示

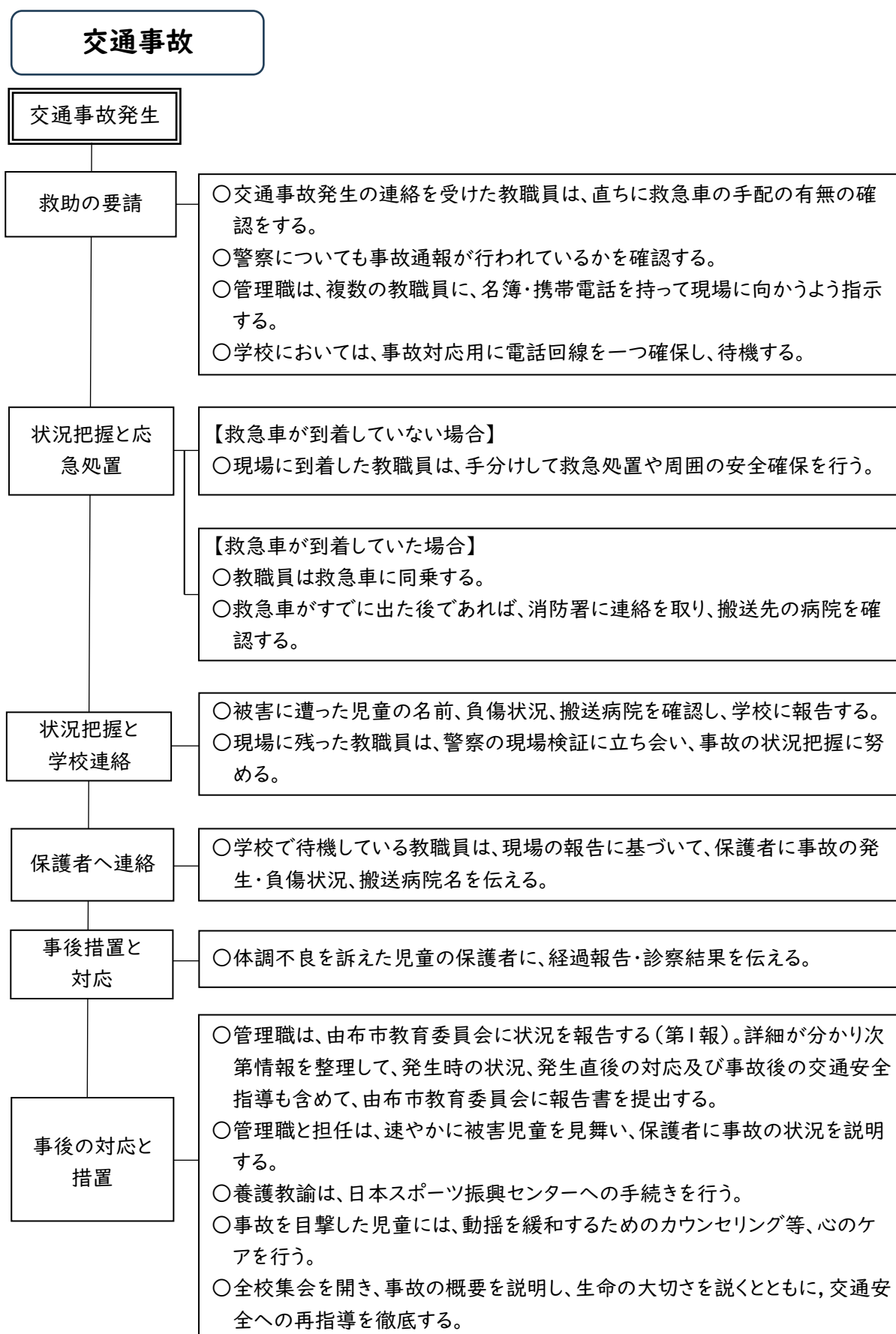
学年部・児童指導主任

… 対応

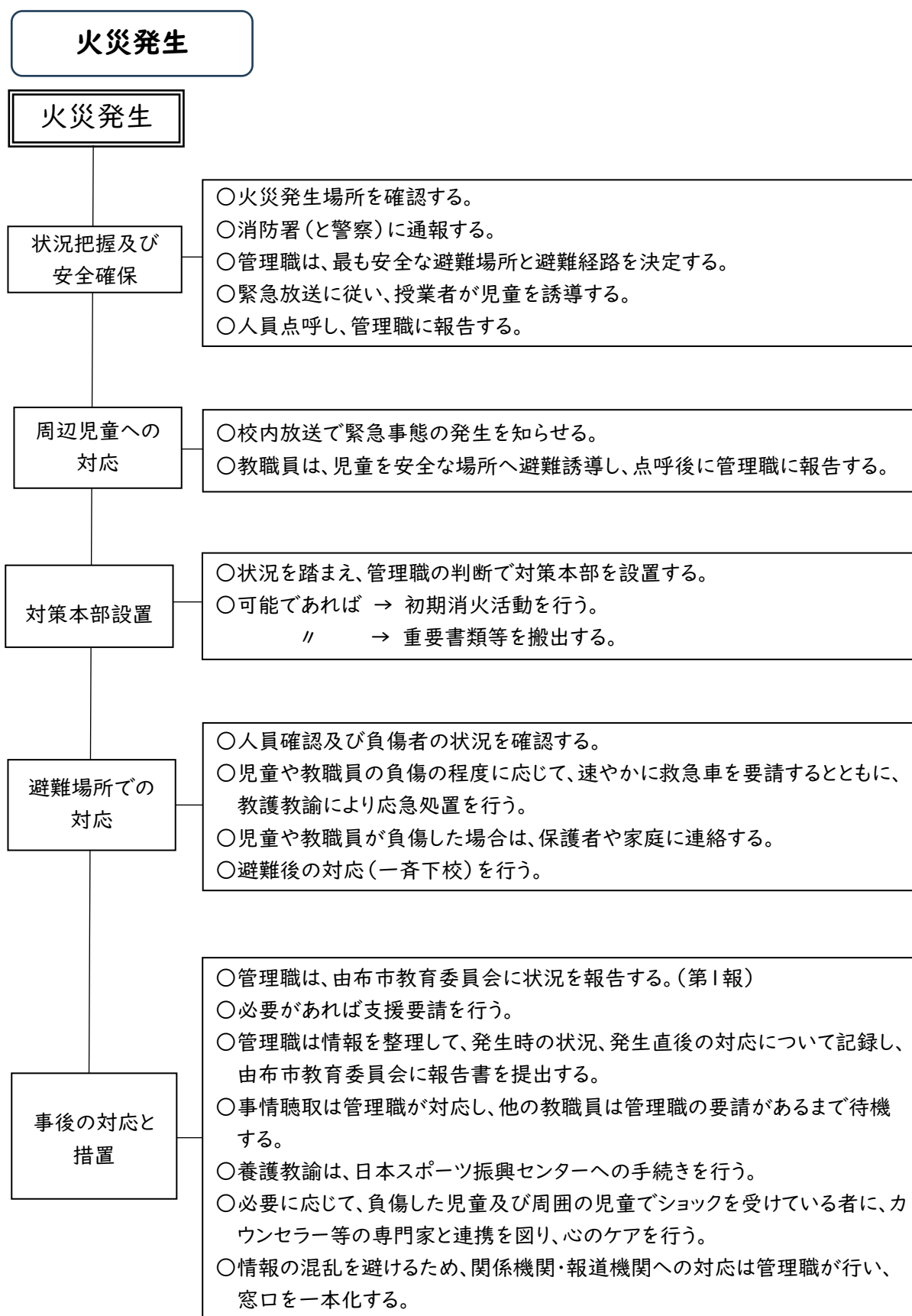
ケース会議B

ケース会議Cを開く

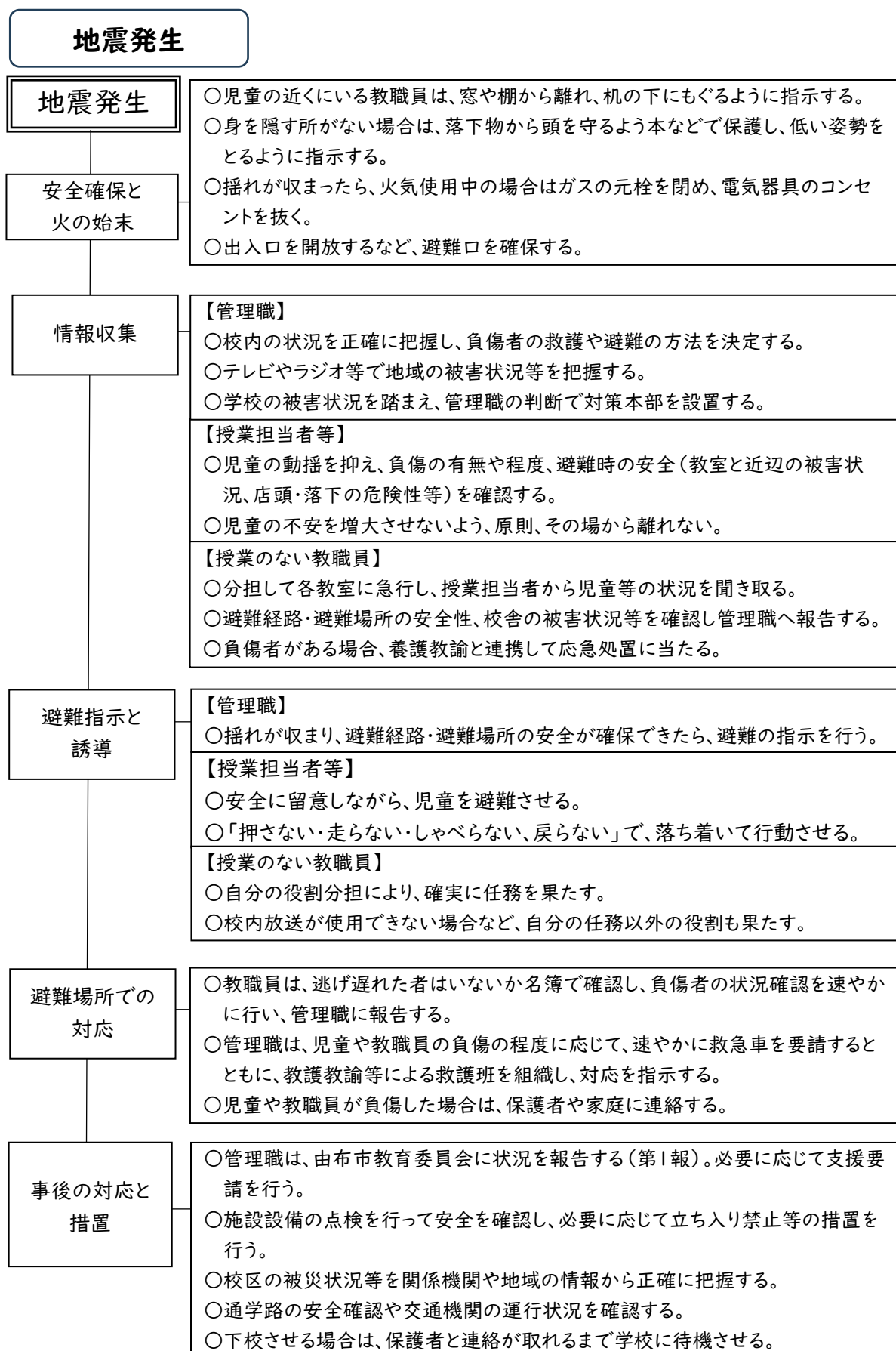
(8) 交通事故発生時の対応フロー



(9) 火災発生時の対応フロー



(10) 地震発生時の対応フロー



(11) 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置及び突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（在校時）

① 防災気象情報等の収集

校長は、翌日までの「早期警戒情報（警報級の可能性）」又は「警報に切り替える可能性が高い注意報」のいずれかが発表された場合、教頭や防災教育コーディネーター等と協力して今後の防災気象情報の確認及び緊急対応をとる場合の連絡を指示する。併せて、由布市教育委員会及び近隣3小学校と連絡を取り、今後の対応を確認する。

② 臨時休業等の判断基準

校長は、以下の基準に該当する状況となった場合、由布市教育委員会及び近隣3小学校と連絡・協議した上で、臨時休業等の判断を下すものとする。

判断基準		対 応
登校前	・午前5時の時点で、特別警報（大雨、洪水、土砂災害）が発表されている場合	臨時休業
	・警報（同上）が発表されており、今後も雨が降り続く場合	
在校中	・雨雲が通過する時間が分かる場合	自宅待機（遅れて登校）
	・上記の特別警報・警報が発表された場合	授業打ち切り（一斉下校又は引き渡し）
	・「警報に切り替える可能性が高い注意報」が発表された場合	部活動中止・下校の可能性を検討

③ 臨時休業等の連絡

臨時休業等を検討している際には速やかに由布市教育委員会と相談し、決定した場合は、安心安全メールにて保護者へ連絡する。

④ 授業打ち切り後の一斉下校・引き渡しの基準

授業打ち切り後の一斉下校・引き渡し等は、以下の基準により判断する。



⑤ 児童への指導

【下校途中】① できるだけ複数で帰る。

② 側溝・水路・ため池には近づかない。見に行かない。
(遊びながら下校しない)

③ 風が強いときは、傘をささない

④ 遠方の児童には、帰着後連絡するよう指導する。

【家庭での過ごし方】① 絶対に遊びに出かけない。

② 留守家庭の児童には、保護者の電話番号を確認させる。

③ 保護者に連絡が取れない場合は、学校に連絡させる。

⑥ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（在校時）

集中豪雨

集中豪雨発生

情報収集

- テレビやラジオ、インターネット等で気象情報を収集する。
- 由布市教育委員会や防災危機管理課等から災害発生箇所及びその可能性のある箇所について情報を収集する。
- 土砂崩れ等の被害情報があれば被害状況の分かる保護者、保護者会役員、区長（地域住民）から情報を収集する。
- 必要に応じて、公共交通機関の運行状況を確認する
- 必要に応じて、近隣校と情報交換する。
- ※早めの判断を心がける。

下校及び引き渡し・待機の判断

- 【下校させる場合】→学校安心メールにて保護者に連絡する。
- ★一斉下校★
- 通学路の変更による危険回避、教職員の見回り、保護者の迎え等、安全な方法で下校させる。
- 場合によっては、帰宅後、学校に連絡を入れさせる。
- ★引き渡し★
- 『引き渡しマニュアル』に沿って引き渡しを行う。
- 引き取り人が来校するまで、学校待機させる。

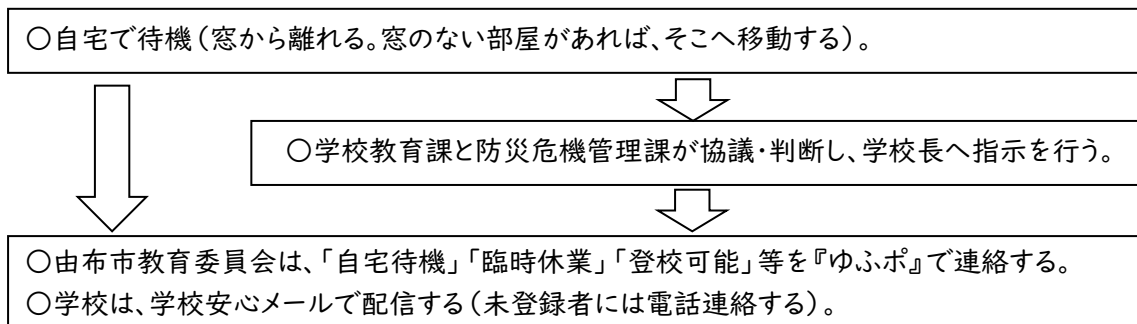
- 【待機させる場合】
- 安全な待機場所を指定する。
- 児童に災害の状況や保護者からの連絡を伝える。
- 下校が可能になった児童から保護者に引き渡す。

事後の対応と措置

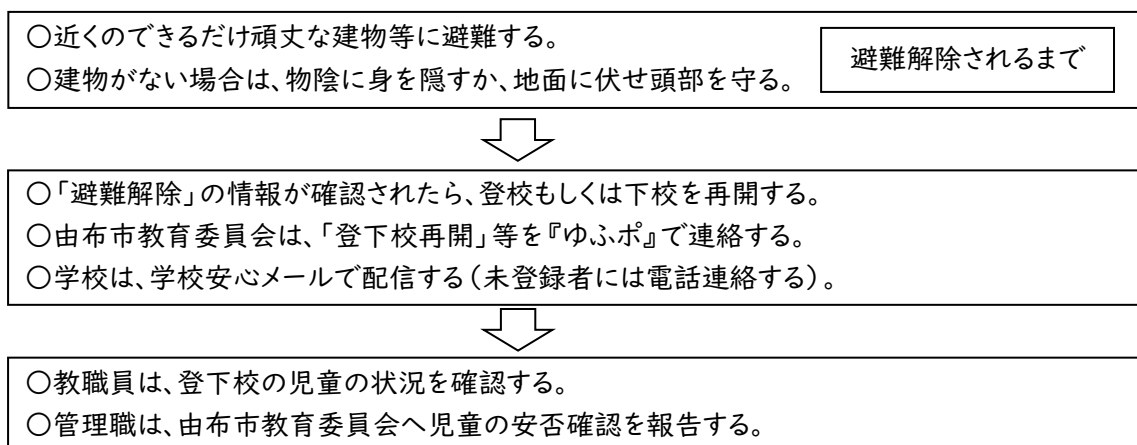
- 管理職は、由布市教育委員会に状況を報告し、必要があれば支援要請を行う。

(12) 大分県がJアラートによる国民保護情報対象地域に入ったときの対応フロー

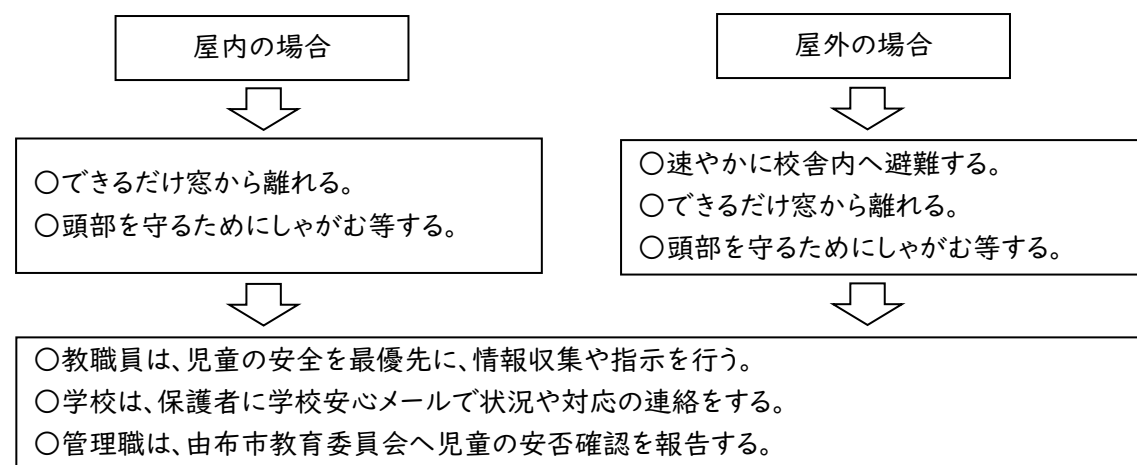
① 登校前の在宅中にミサイル発射情報（Jアラート発報）があった場合



② 登下校中にミサイル発射情報（Jアラート発報）があった場合



③ 学校管理下でミサイル発射情報（Jアラート発報）があった場合



Ⅳ 事後の危機管理

Ⅰ 安否確認

(1) 安否確認の判断基準

校長は、下記の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して児童の安否を確認する。

場 面	安否確認実施基準(目安)
在校中 校外学習中	・事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動(一次避難)以上の避難行動を取った場合
登下校中	・震度5弱以上の地震が発生した場合 ・大雨等に関する5段階の警戒レベルのうち、レベル4(避難指示)以上が発表された場合 ・由布市内で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 ・通学路上で、内水・河川の氾らん、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 ・学区内で不審者等の情報が入った場合
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)	・震度5弱以上の地震が発生した場合 ・学区内で気象災害、土砂災害等による大きな被害(避難所が開設されるレベル)が発生した場合 ・その他、学区内に多数の被害が同時発生(犯罪・テロ等)した場合など

(2) 安否確認の役割分担・方法

安否確認の役割分担・方法は、原則として下表のとおりとする。校長は、下表の役割分担により安否確認を担当する教職員が不在・被災などのため対応困難な場合、直ちに代理の者を指名する。

場 面	役割分担	方 法
在 校 中	授業中	※職員室北側の『児童出席表』により、確実にその日の欠席者を確認しておく
	休憩時間・放課後	
	学校行事中	
校外学習中	引率教職員	参加者名簿を用いる
登下校中	学級担任	保護者連絡先(電話、メール)への連絡
	学級担任以外	地域を分担し通学路をたどる (沿道の店や民家等も確認)
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)	学級担任(きょうだいは上学年の学級担任)	保護者連絡先(電話、メール)への連絡

なお、災害等の影響により、保護者連絡先への電話・メールによる連絡ができない場合には、以下の方法を代替手段として、安否確認の連絡を取る。その際には、災害等により停電や通信の輻輳・途絶などが生じている状況を踏まえ、できるだけ多様な手段を用いるよう努める。

※電話・メールが利用不能な場合の代替手段

- ・災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(Web171)
- ・SNS(LINE、Facebook、Xなど)
- ・家庭訪問(不在だった場合にはメモ等を残す)
- ・避難所への巡回
- ・下記の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ
- ・学校入口(校門)への掲示・避難所への掲示
- ・由布市からの広報(由布市教育委員会を通じて要請)

また、安否確認のために教職員が通学路、各家庭、避難所等へ赴く際には、以下の対応を取ることで、二次災害の防止に努める。

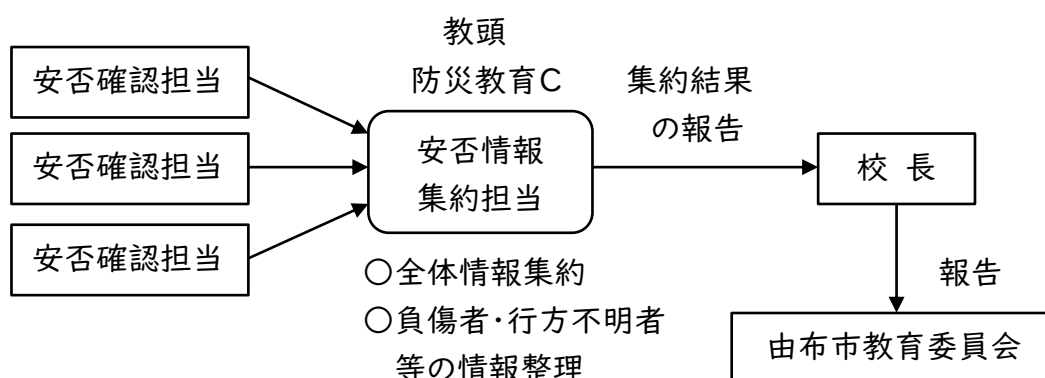
- 校区内の被災状況等に関する情報を収集し、危険箇所等を把握する。
- 原則として2人1組で行動し、単独行動は避ける。
- 携帯電話など情報連絡手段を携帯し、学校に定時連絡を入れるなど、連絡を途絶えさせないようにする。

(3) 安否確認時に収集する情報とその集約方法

安否確認の内容は、以下のとおりとする。

時 間	安否確認の内容
在校中・校外学習中	・負傷の有無
登下校中	・負傷の有無 ・自宅、家族の被災状況
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)	・安否確認(負傷の有無) ・自宅、家族の被災状況 ・所在(避難所利用の有無)

安否確認により得られた情報は、下図のとおり集約、報告する。



2 一斉下校・引き渡しと待機

(1) 一斉下校・引き渡し・待機の判断

事故・災害等が在校中に発生した場合(登下校中に発生し、登下校途中の児童が本校へ避難してきた場合を含む)には、以下のとおり対応するものとする。

① 事故・災害等に関する情報収集

校長は、情報収集担当者に指示し、以下に示す多様な手段をできる限り活用して、事

故・災害等の発生状況・被害状況及び今後の見通し等に関する情報を収集する。

【情報収集手段】	
○テレビ、ラジオ	○防災行政無線、由布市の広報車等
○気象庁ウェブサイト(https://www.jma.go.jp/jp/kaikotan/index.html)	○ゆふぽ
○国土交通省川の防災情報(https://www.river.go.jp/portal/#80)	○由布市教育委員会
・今後の雨(降水短時間予報)・雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト)	
・キキクル(危険度分布)(土砂災害、浸水害、洪水)	
○地域からの情報、保護者からの情報	
○担当教職員による通学路の巡回(安全確認)結果	等

② 一斉下校・引き渡し・待機の判断(大雨の場合を除く)

校長は、上記により得られた情報を総合的に勘案し、以下の判断基準を基に、児童の下校、引き渡し・待機について判断する。なお、情報が十分に得られない、今後の状況が見通せないなど、不確定要素がある場合は、児童の安全を最優先とした判断を下すものとする。

判断基準	対応
[場面]・震度4以下、その他の警報の発表なし ・雪雲のかかり具合により、今後さらに降り続き、積雪量が増すことが予想される [条件] ※下記のすべての条件を満たすこと ・各種情報源の情報より学区内に被害発生なしと判断 ・担当教職員の巡回により、通学路の安全確認済み	一斉下校 ※できるだけ複数で下校するよう指導する ※但し、保護者との事前協議により、事故・災害時に保護者への引き渡しを行うこととしている児童を除く
[場面]・震度5弱以上の地震 ・不審者の身柄拘束済み ・すでに雪が積もっており、今後も積雪量が増すと判断される [条件] ・各種情報源から得た情報により、学区内の全体にわたる大規模な被害の発生はなしと判断される	保護者への引き渡し ※但し、保護者同伴であっても経路上の安全確保が確実にできると見なせない場合を除く
[条件] ※下記のいずれかに該当する場合 ・巨大地震により地域に多数の被害が発生しており、引き取りに来る人に被害が及ぶと考えられる ・雷ナウキャストで活動度4の発表 ・竜巻注意情報の発表 ・校区内での凶器を持った不審者・犯罪者が活動中(身柄拘束未了)	待機(宿泊) ※保護者が引き渡しを求めて来校した場合も、危険性を説明し、待機等を勧める。

(2) 一斉下校

校長は、一斉下校の実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

- 一斉下校実施時刻(本校出発時刻)の決定
- 学校安心メール配信での保護者への連絡
 - ・一斉下校を実施する旨、その実施時刻
 - ・待機を希望する場合などの連絡先、申し出期限
 - ・通学路での見守り等協力依頼
 - ・その他、学校からの連絡事項
- (必要と判断される場合)教職員へ下校時の見回りを指示
- 由布市教育委員会への報告

(3) 保護者等への引き渡し

校長は、保護者等への引き渡し実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

災害対策本部 (校長・教頭・防災教育コーディネーター)	○引き渡しの決定 → 職員集合 (経緯、今後の対応など必要最小限の時間とする) ○学校安心メール配信で保護者へ連絡 ・引き渡しが必要となった要因(児童の安否やその他の状況) ・引き渡し時間 (○時○分から△時△分まで) ・引き渡し場所(受付) ・引き渡し時間に来られない場合の連絡方法 ・名簿の記載のない方へは引き渡しをできないこと ・他のお子さんの同乗は認められないこと ○引き渡し状況に関する情報の集約 ○由布市教育委員会への報告
学級担任	○児童への説明及び引き渡し場所への移動 ※児童移動後は、自分の担当任務に就く ○残っている児童の保護
全教職員	○各自、担当任務を全うする ○到着した保護者から順次、引き渡しを実施 ・引き渡しカードでの照合、保護者等の確認 (引き渡しカード記載の引取り者以外には、引渡さない) ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引き渡しの記録(引き渡しカードに記入) ○災害対策本部への引き渡し状況の報告 ○(必要に応じて)保護者の誘導、説明等、引き渡し補佐

(4) 待機

校長は、一斉下校・保護者等への引き渡しのいずれも実施せず、待機すると判断した場合、以下の対応を指示する。

災害対策本部 (校長・教頭・ 防災教育コー ディネーター)	○担当職員に指示して、校舎・体育館等の点検を実施 ○待機場所を決定 (第一候補) 各学年の教室及び集会室 (第二候補) ランチルーム、多目的ホール ※候補場所の安全性が確信できない場合は、安全最優先で最適な場所を選 択(地域の避難所である体育館は、原則として使用しない) ○学校安心メール配信を用いた保護者への連絡 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集 (学校に危険が迫っていないかを確認) ※(1)①に示す情報収集手段により、継続的に収集 ○教育委員会への報告 ・引き渡し済み児童・待機児童・教職員の人数(うち負傷者その他の手 当て・配慮が必要な人数)、待機場所及びその環境 ・必要に応じて、食料・飲料・物資等の支援要請 ○その他教職員に指示して、以下の対応を実施 ・個人備蓄バッグの配付 ・不安を訴える児童への対応 (養護教諭、スクールカウンセラーによる対応等)
学級担任等	○学級別に児童の保護
その他教職員	○災害対策本部の指示に従い、必要な対応

(5) 校外活動中の対応

校長は、校外活動中に事故・災害等が発生した場合、引率責任者(当該活動の引率に
当たる教職員を統括する者)と連絡・協議の上、校外学習活動の中止及び児童の引き渡し
方法(学校に戻っての引き渡し、又は現地での引き渡し)を判断する。

通信手段の途絶等により、校長と校外学習中の教職員との連絡が取れない場合は、引
率責任者が校長に代わり、この判断を下すものとする。校外活動中止・引き渡しの判断に
際しては、上記(1)①の情報収集手段で得られた情報及び引率責任者による現地状況等
の情報を基に、同②の判断基準に準じて、児童の安全を最優先とした判断を下す。特に、現
地引き渡しについては、保護者が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全にも配慮し
て慎重に判断するものとする。校外学習の中止と引き渡し方法を決定した後は、校長は、
以下の対応を指示する。

【本部】 校長・教頭 等	○(現地引き渡しの場合) 現地引き渡し場所の安全に関する報告を踏まえ、 現地引き渡し場所の決定 ○学校安心メール配信を用いた保護者への連絡 ・引き渡しを実施する旨、引き渡し場所、引き渡しカード持参 ・保護者の安全最優先(無理に引き渡し場所に来ない) ○引き渡し状況に関する情報の集約 ○教育委員会への報告
--------------------	---

【現地】 引率責任者 引率者	○現地引き渡し場所の安全確認、本部への報告 ○児童の安全を確保しつつ、引き渡し場所へ移動 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集 ○到着した保護者から順次、引き渡しを実施 ・保護者等の確認（引き渡し名簿記載の引き取り者以外には、引渡さない） ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引き渡しの記録（『引き渡しカード』にチェックする） ○災害対策本部への引き渡し状況の報告 ○残っている児童の保護
----------------------	--

3 被災児童の保護者への対応

(1) 事故・災害等発生時の連絡

校長は、事故・災害等が発生し児童が被災した場合、自ら又は他の教職員に指示して、当該児童の保護者に以下のとおり速やかに連絡を入れる。

- 第一報：事故・災害等の発生後、できるだけ速やかに連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理した上で、提供する。
- 第二報：事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

(2) 担当窓口の指名

校長は、事故・災害等が発生し被災した児童の保護者等に対応するため、連絡・支援等の窓口となる担当者を以下のとおり指名する。

事故・災害等の状況	窓口担当者
○死亡事故 ○治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病 ○その他、複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害等	教頭
その他の事故・災害等	学年主任又は担任

ただし、上記の窓口担当者が当該事故・災害等に直接関係した者である場合、又は被災児童の保護者から別に希望があるなど特段の事情がある場合は、上記の定めによらず別の教職員を窓口担当に指名する。

また、多数の児童が被災した場合、教職員も被災した場合など、上記の規定では対応の困難な事態が発生した場合には、速やかに由布市教育委員会に支援を要請し、被災者それぞれの保護者・家族に連絡・支援等を行う体制を確立する。

なお、被害児童の保護者への支援は継続的に行う必要があることから、人事異動により窓口担当者が交代する場合には、十分な情報共有と引継ぎを行うものとする。

(3) 対応上の留意点

窓口担当者を介した被災児童の保護者への対応に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 被災児童の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心がける。
- 事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。
- 被災児童の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他専門機関等の紹介・情報提供を行い、相談・支援が受けられるようにする。
- 事故・災害等発生後の段階に応じて、以下のように継続的な支援を行う。

応急対応 終了後	・応急手当など発生直後の対応が終了した後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実を正確に伝える ・基本調査の実施予定について伝える。
基本調査段階	・基本調査の経過及び結果について、説明する ・基本調査の取りまとめに時間を要する場合は、必要に応じて経過説明を行うこととし、最初の説明は調査着手から一週間以内を目安とする ・今後の調査（詳細調査への移行等）について説明し、保護者の意向を確認する
詳細調査段階	・詳細調査の実施主体（由布市教育委員会）が実施する調査の経過報告・最終報告や保護者の意向確認に、必要に応じて協力する

- 在校児童への説明、緊急保護者会等による他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、実施について了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関わる情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。
- 被災児童が死亡した場合は、特に次のような点に配慮する。
 - ・被災児童の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。
 - ・被災児童の保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の児童の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。
 - ・被災児童の保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。
- 被災児童の兄弟姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。兄弟姉妹が他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う。

4 児童及び保護者への説明

校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校児童及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災児童の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。

校長は、由布市教育委員会と連絡を取り合い、保護者への説明会の準備を行う。

【児童・保護者への説明を実施する事故・災害等の基準】

- 死亡事故
- 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病
- 複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害
- その他、報道・インターネット等を通じて、児童・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故・災害

(1) 児童への説明

児童に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要を説明する。その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受ける。

(2) 保護者への説明

保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛て文書の記載内容(例)】

- 事故・災害等の概要(判明した事実の概要)
- 休校措置・再開の目途など
- 保護者説明会の開催予定
- 心のケア等に関する取組
- その他、必要と考えられる事項

【緊急保護者会における説明内容(例)】

- 事故・災害等の概要(発生日時、場所、被害者、被害程度 等)
- 被害者への対応(その後の経過、保護者との連携状況 等)
- 今後の対応(心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等)
- 保護者への協力依頼事項(家庭での配慮、地域情報の提供 等)

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、保護者会長と協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

5 報道機関への対応

(1) 対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、由布市教育委員会に連絡し、学校・委員会のいずれが対応窓口となるかについて協議する。協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。

なお、校長が事故・災害等の対応に専念する必要がある場合、多数の報道機関への対応が必要となるなど学校単独での対応が困難な場合は、由布市教育委員会に支援を要請する。

(2) 報道機関への対応上の留意点

- 正確な事実情報の提供: 個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。このため、発表内容については、以下の点に留意する。
 - ・可能な限り、警察・消防など当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し、事実確認を行う。
 - ・事前に被災児童の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。
 - ・由布市教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。
- 誠意ある対応: 報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。
- 公平な対応: 報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないよう、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。
- 報道機関への要請: 報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関しての必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。
 - ※取材に関する必要事項(例)
 - ・校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間
 - ・児童、教職員への取材(撮影、録音)の可否
 - ・報道資料の提供(記者会見)の予定 など
- 取材者の確認と記録: 取材を受ける際には、取材者(社名、担当者氏名、電話番号など連絡先)を確認し、取材内容とともに記録を残す。
- 明確な回答: 取材への回答で誤解等が生じないよう、以下の点に留意する。
 - ・確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
 - ・把握していないこと、不明なことは、その旨(「現時点ではわからない」等)を明確に伝える。
 - ・決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる時期の見込み等を示す。
 - ・説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る
- 記者会見の設定: 多数の取材要請がある場合は、由布市教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。

6 教育活動の継続

(1) 事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

① 事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、由布市教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。

【臨時休業の判断基準】

- 震度5強以上の地震（但し、学区内の被害が軽微である場合を除く）
- 事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合
- 雪又は大雨により、児童が安全に登校できないと判断したとき（教職員の安全な通勤も考慮）
- その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

【臨時休業の保護者等への連絡手段】

- 学校安心メール
- ※学校入口（校門）への掲示 ※避難所への掲示 ※災害用伝言ダイヤル171
- ※由布市からの広報（由布市教育委員会を通じて要請）

② 臨時登校の実施

校長は、臨時休業が5日以上継続すると見込まれる場合、必要に応じて、由布市教育委員会と協議の上、登校可能な児童・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。

【臨時登校の目的】

- 登校可能な児童、勤務可能な教職員の人数確認
- 児童の心理面の状況把握・安定確保
- 児童の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握
- 通学路の安全性を確認（必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討）

【実施上の留意点】

- 校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保（校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討）
- ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮
- 通学路の安全性を確認（必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討）

なお、臨時登校実施に際しては、上記①で示した多様な手段を用いて、保護者への連絡を行う。

(2) 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害

状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

児童・教職員の被害	発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。 ○児童及びその家族の安否、住居等の被害状況 ○教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設・設備の被害	校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 ○学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記 ○危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 ○ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認（使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） ○危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 ○由布市教育委員会に対し、以下を要請 ・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧 ・ライフライン事業者による点検・復旧
通学路・通学手段の被害	通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。 ○学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 ○スクールバスの運行可能性（由布市教育委員会に確認）

（３）応急教育に係る計画の作成

校長は、上記（２）の調査結果を基に、由布市教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮する。

① 教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。（事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討）

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

② 教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

- 授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、２部授業、複式授業など）
- 臨時学級編成

③ 避難・移動した児童、転出する児童への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童及び転出する児童について、以下のとおり対応する。

○避難・移動した児童について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（学校への復帰時期等）を把握する。

○転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

7 避難所運営への協力

(1) 避難所開設・運営支援の基本方針（本校の果たす役割）

本校に避難所が設置された場合、教職員は、児童の安全確保及び学校機能の維持・教育活動の早期再開を最優先としつつ、施設管理者として避難所の設置・運営に協力する。

(2) 避難所開設・運営支援の実施事項

本校に避難所が開設される場合は、事前（直前）に由布市防災危機管理課から協力要請がある。要請の内容によって学校ができることを行っていくことになるが、考えられる役割は以下のとおりである。

○施設管理者としての校舎等の安全確認、危険個所の立入禁止措置

○避難所としての施設（体育館）の確認、その他施設の立入禁止措置

○由布市から派遣された避難所担当職員への支援

○避難所運営に係る会議への出席・協議参加

校長は、避難所が継続的に設置される場合は、避難所支援に当たる教職員を交替制とするなどして担当教職員の負担を軽減するよう配慮する。

8 児童・教職員への心のケア

(1) 心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童（以下、「当該児童等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

○学級担任：「事故・災害等発生後の健康観察様式」※¹を用い、当該児童等の健康状態を把握する。また、必要に応じ保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。

○保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「事故・災害等発生後の身体状況等調査票」※²を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を

確認の上、「事故・災害等発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。

○養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び各児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。

○その他の教職員：当該児童等について注意深く観察し、気付き事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

※Ⅰ 事故・災害等発生後の健康観察様式

【事故・災害等発生後の健康観察様式】

年 組 番 名前

(記入者:)

調査項目 当てはまる場合、日常欄・危機発生時欄 に○印を記入		要 配 慮 者	日 常	事故・災害等発生後		
				月 日	月 日	月 日
児 童 の 訴 え	食欲がない					
	眠れない					
	眠気が強い、うとうとする	て				
	体の痛み(頭が痛い、おなかが痛いなど)					
	吐き気がする					
	下痢をしている					
	皮膚がかゆい					
	家に帰りたくない					
	学校に行きたくない					
	怖いことや心配事がある					
観 察 さ れ る 状 態	落ち着きがない	自				
	ぼんやりすることが多い	て他				
	イライラしている	自て他				
	元気がなく、意欲が低下している					
	ハイテンションである	自				
	あまり話さなくなった					
	物音に過敏になった					
	人が変わったように見えることがある	知自 て他				
	こだわりが強くなる	自				
	発作の回数が増える	て				
	パニックの回数が増える	他				
	体重減少あるいは急激な体重増加					
そ の 他	薬の服用ができていない	知自 て他				
	いつもの様子と違う(記述)					

①「日常」欄には、日頃の様子を思い出して、当てはまる項目に○印を記入。「事故・災害等発生後」欄には、事故・災害等発生後に観察し、日付を記入した上で、当てはまる項目に○印を記入。

②「要配慮者」欄に以下の記号が入っている項目については、下記に該当する児童は特に注意深く観察する(障がいに応じて出やすい症状や変化に着目した項目であるため)。

知:知的障がい 自:自閉症 て:てんかん 他:その他の疾患・障がい

③項目以外でも、いつもと違う様子があれば「その他」欄に記録する。

④「日常」欄と「事故・災害等発生時」欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合は、特に注意が必要。

⑤結果については、養護教諭に提示する。養護教諭は全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係教職員で対応について検討する。

※文部科学省「学校における子供の心のケアサインを見逃さないために」(平成26年3月)を基に一部改変

※2 事故・災害等発生後の身体状況等調査票様式

【事故・災害等発生後の身体状況等調査票】

保護者又はご家族が記入し、 月 日()までに学級担任に提出してください。

記入日 令和 年 月 日

年 組 番		児童名				
記入者(○印) 父・母・祖父・祖母・その他(続き柄を具体的に)						
児童の様子 (A～Fは1～4を選んで○印)		1 当てはまらない	2 あまり当てはまらない	3 少し当てはまる	4 当てはまる	3・4に○印をつけた場合、具体的な様子を記入
A	食欲がない					
B	眠れない。怖い夢を見る 夜中に何度も目が覚める					
C	退行現象がある (おねしょ、指しゃぶり、甘え、赤ちゃん言葉など)					
D	学校に行きたがらない 外出したがらない					
E	よく泣く 小さな音にも敏感に反応する					
F	頭痛や腹痛(嘔吐・下痢)を頻繁に訴える					
G	その他(災害前と比べて変わった様子、気になる様子など)					
ご家庭の状況(家族・親戚や自宅の被災状況、災害による保護者の仕事への影響など、差し支えない範囲で)						
その他、気になること(地域の状況、他の児童のことなど)						

(2) ト라우マ反応への対応

トラウマを経験した児童には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●フラッシュバック ●感情の麻痺 ●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●イライラ ●集中力の低下 ●衝動的（暴力・自傷） ●非行・薬物乱用 等
身体	●吐き気・おう吐 ●頭痛・腹痛などの身体の痛み ●かゆみなどの皮膚症状 等
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●罪悪感 ●自尊感情の低下 ●様々な対人トラブル等
学習	●成績低下 ●宿題忘れ

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある児童にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

○ 穏やかに子どものそばに寄り添う。	
○ 「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。	
【不安に対して】	子どもの話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子どもが理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子どもの気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。
【体の反応に対して】	体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクセーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。
【叱らないこと】	不安状態であるときに、子どもはふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子どもが失敗しても「けがはなかった？」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケアサインを見逃さないために」（平成26年3月）

(3) 心のケア体制の構築

校長は、(1)に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該児童に対する心のケア体制を確立する。

〔心のケア委員会〕

構成員	○校長 ○教頭 ○教務主任 ○養護教諭
	○当該児童の学級担任 ※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医にも参加要請を行う

協議 検討 事項	○当該児童の健康状態に関する情報の把握・共有 ○対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など） ○ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） ○保護者等からの相談窓口設置の要否 ○教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等） ○専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 ○教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否
----------------	---

（４）関係機関等との連携

校長は、当該児童の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。

なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童及びその保護者に對し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

（５）教職員の心のケア

① 管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、児童に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

② 教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることに限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。

○リラクゼーションや気分転換を取り入れる。さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

9 調査・検証・報告・再発防止等

(1) 市教育委員会への報告と支援要請

校長は、発生した事故・災害等が下記の「報告対象事案」に該当すると判断された場合、速やかに由布市教育委員会へ報告する。

報告対象 事案	○死亡事故の発生 ○治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病の発生 ○その他、複数の児童・教職員が被災するなど、重篤な事故・災害等の発生 ○首から上（特に頭部）の打撲・ケガ ○救急車を要請した場合 ○希死念慮が判明した場合 ※その他、校長が必要であると判断した場合
報告先	由布市教育委員会学校教育課 Tel.582-1179

なお、報告はすぐに電話で連絡をし、その後「事件・事故の概要及び対応報告書（第1号様式）」を用いて報告する。※P35

ただし、災害等により通常の情報通信手段（ファクス、パソコン、メール等）が利用できない場合、報告すべき情報が十分に入手できない場合等は、様式にこだわらず、得られた情報のみ電話・訪問等により口頭報告するなど、巧遅より拙速を優先する。

また、状況が下記に該当すると判断される場合には、上記報告に併せて、人員の派遣や助言などの支援を要請する。

【由布市教育委員会への支援要請の判断基準】

以下の対応について、人員・ノウハウ等が不足すると判断される場合。

- 被災児童の保護者への対応
- 基本調査の実施
- 被災児童以外の保護者への説明・情報提供
- 報道機関への対応
- その他、事故・災害等の発生後に必要な対応

(2) 基本調査の実施等

① 調査対象

基本調査の対象は、以下のとおりとする。

- a) 学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故
- b) 上記（1）の報告対象となる死亡事故以外の事故のうち、被災児童の保護者の意向も踏まえ、由布市教育委員会が必要と判断した事故

ただし、このうち b) については由布市教育委員会の判断に時間を要する場合があることから、下記④に記載する記録用紙を用いた教職員からの情報収集は、当該判断を待たずに実施するものとする。

② 調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。

校長	○基本調査の全体統括・指揮
教頭	○基本調査の取りまとめ ○教職員に対する聴き取り
教務主任	○基本調査の取りまとめ補佐 ○教職員に対する聴き取り（記録を担当） ○事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（記録を担当）
学級担任 など	○事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り ※養護教諭、部活動顧問など児童が最も話しやすい教職員等が担当する

ただし、上記の教職員が当該事故・災害等に関係する場合、校長は、他の教職員にその役割を代行させる、若しくは由布市教育委員会の支援を受けて校外関係者にその代行を依頼するものとする。

③ 調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた児童への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行う。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家に同席してもらう。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

【聴き取り時の事前説明】

- 記憶していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- 一人の記憶だけではなく、複数の人の記憶を基に総合的に判断して事実関係を取りまとめること（したがって、自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではないこと）。
- 「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出たりしないこと。
- （聴き取りを録音する場合）できるだけ正確に話の内容を記録するため録音するが、録音データは記録作成のみに利用し、そのまま外部に出たりしないこと。

④ 教職員からの情報収集

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

- 記録用紙を用いた情報収集：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に「事実情報記録用紙（教職員個人用）」※を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。

※「事実情報記録用紙(教職員個人用)」

(出典:文部科学省「学校事故対応に関する指針【改訂版】」(令和6年3月))

1 被害児童について、既往症や事故数日前からの本人の状況、当該事故に関連があるかもしれない事件・事故等、知っていることについて記載してください。 (例:○日前から頭が痛いと言っていた。○日前の体育の授業で頭をぶつけた等)				
2 事故の瞬間及びその前後に、自分がいた場所、当該事故に対して自分がしたこと(他の職員の対応等の)見たこと、聞いたことを、覚えている限り全て記載してください。				
時系列 (覚えてい れば時刻を記入)	自分が いた場所	したこと	見たこと	聞いたこと

○聴き取りの実施:原則として事故・災害等の発生から3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則として②に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、由布市教育委員会等からの校外支援者を担当に充てる。

なお、事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。

また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

⑤ 事故・災害等の現場に居合わせた児童からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、児童への聴き取り調査の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

- 保護者への対応:聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。
- 聴き取り担当者:学級担任、養護教諭以外に、当該児童が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。
- 心のケア体制:保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。
- 必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

⑥ 情報の整理・報告・保存

調査担当(校長・教頭・教務主任)は、④及び⑤で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について「時系列整理記録用紙」※を用いて時系列に取りまとめる。整理した情報は、由布市教育委員会に報告する。

基本調査で収集した記録用紙(メモを含む)や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、本案件が決着するまでは保存する。

※「時系列整理記録用紙」(出典:文部科学省「学校事故対応に関する指針【改訂版】」(令和6年3月))

事故発生日: 令和 年 月 日 ()				
被災児童名: 年 組 番 児童名				
記録者 ()				
※時系列で逐次記録する。				
月・日	時刻	主な状況 (関係機関等の支援含む)	学校・教職員の対応	その他特記事項
		被害児童等の状況や救急車の到着等の学校・教職員以外の対応を記載する。	学校・教職員が行った対応を記載する。 (対応者の氏名も記載する。)	情報源や事実か推察かの区分け等を記載する。
〔記録に当たっての配慮事項〕 ☐ 時系列で記録 ☐ 正確な内容(事実と推察は区別しておく。不明なものには「?」を記入。) ☐ 箇条書きで簡潔な文 ☐ 重要な箇所にはアンダーライン ☐ 情報源を「その他特記事項」に明記				

⑦ 詳細調査への協力

由布市教育委員会が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校としてこれに協力するものとする。

(3) 評価・検証と再発防止対策の推進

① 危機対応の評価・検証

調査担当(校長・教頭・学校安全担当)は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	☐ 児童の安全確保は適切に行われたか ☐ 校内の緊急連絡体制は機能したか ☐ 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか ☐ 情報収集・管理は適切に行われたか
--------	--

等

発生後・事後の 対応	○児童・保護者への対応は適切に行われたか ○校内の対策本部体制は機能したか（役割分担、情報共有・伝達等） ○関係者、関係機関との連携は適切だったか ○関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	○点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか ○教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか ○児童への安全教育に不足していた点はないか ○危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

② 再発防止策の策定・実施

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、上記①の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。

なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

- 教職員への説明・意見聴取（職員会議等）
- 被災児童保護者への説明・意見聴取
- その他保護者への説明・意見聴取（保護者会総会又は役員会等）
- 関係機関等への説明・意見聴取（由布市教育委員会、他機関）